

第3次山形県子ども読書活動推進計画

平成29年3月
山形県教育委員会

はじめに

子どもの読書活動は、言葉を学び、表現力を高めるとともに、豊かな感性と思考力・想像力を育て、思いやりの心や人間性を養うことにつながるものです。

また、変化が激しく多様化の進むこれからの社会を生き抜くためには、自ら考え、主体的に判断し、柔軟かつ的確に対応する力が必要とされており、読書は、そのために必要な知識や教養を身につける重要な契機となります。

近年、全国で注目を集めている取組みとして、家庭読書や書評合戦(ビブリオバトル)等が挙げられます。県内においても、家庭やPTA等と連携した親子読書の取組みや大学の主催によるビブリオバトル等の試みが見られるようになってきています。

本県では、平成27年5月に策定された「第6次山形県教育振興計画」において、読書は、豊かな感性と思考力・想像力を育て、思いやりの心や人間性を養うとともに、確かな学力の基盤となることから、今後、より一層「読育」を推進するとしています。

「第3次山形県子ども読書活動推進計画」は、この第6次計画を踏まえ、学校・家庭・地域の連携・協働のもと、今後期待される活動や取り組むべき方向性を示したものです。

県民の皆様をはじめ、読書活動の推進にかかわる団体や市町村におかれましては、この計画の趣旨をご理解いただき、積極的にご活用いただくことを願っております。

最後に、この計画の策定にあたり、貴重なご意見をお寄せくださった多くの県民の皆様に、心から感謝申し上げます。

平成29年3月

山形県教育委員会教育長

廣 瀬 涉

目次

はじめに

第1部 計画の基本的な考え方

1 国の動向	_____	1
2 県の動向	_____	1
3 基本方針	_____	1 3
4 計画期間	_____	1 3

第2部 具体的な取組み

1 家庭・地域・学校を通じた社会全体での子どもの読書活動の推進		
(1) 家庭における子どもの読書活動の推進	_____	1 4
(2) 地域における子どもの読書活動の推進	_____	1 5
(3) 学校等における子どもの読書活動の推進	_____	1 6
2 子どもが読書に親しむ機会の提供と施設、設備その他諸条件の整備・充実		
(1) 公立（県・市町村）図書館（室）の整備・充実	_____	2 0
(2) 学校図書館の整備・充実	_____	2 0
(3) 図書館（室）間の連携	_____	2 1
3 子どもの読書活動に関する理解と意義の普及		
(1) 子どもの読書に関する環境と実態の調査・分析及び対応策の検討	_____	2 2
(2) 「子ども読書の日」「文字・活字文化の日」を中心とした普及啓発	_____	2 3
(3) 優れた取組みの奨励	_____	2 3

第3部 資料	_____	2 5
--------	-------	-----

第1部 計画の基本的な考え方

1 国の動向

平成13年12月、「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年法律第154号。以下「推進法」という。）が公布・施行されました。推進法では、子どもの読書活動の推進に関する基本理念や、4月23日を「子ども読書の日」とすることなどが定められるとともに、国や地方公共団体の責務等について明記されました。

この法律を受けて、国は、おおむね5年間の施策の基本的方針と具体的な方策を示した「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（第一次：平成14年～、第二次：平成20年～）を策定しました。平成25年5月には、第三次基本計画を策定し、1か月間に1冊も本を読まなかった不読者の割合（不読率）を減らすこと及び市町村の推進計画策定率の向上を目標として示しました。

平成26年6月には、学校図書館法の一部を改正する法律が成立し、「学校図書館の運営の改善及び向上を図り、（中略）専ら学校図書館の職務に従事する職員（次項において「学校司書」という。）を置くように努めなければならない。」と学校司書の職務等が明記された第六条が新設されました。

平成28年11月には、学校図書館の運営上の重要な事項についてその望ましい在り方を示した「学校図書館ガイドライン」が策定されました。その中では、十分な資料規模を備えるとともに、適切な廃棄・更新に努めること、新聞の複数紙配備に努めること、学校司書の配置を進めることとしています。こうした学校図書館の更なる整備充実を図るため、平成29年3月には、平成29年度からの新たな「学校図書館図書整備等5か年計画」が策定されました。

また、次期学習指導要領においては、「思考力・判断力・表現力等」の育成を図るとしており、情報活用能力の育成は重要な一つの観点となっています。このような中、国では「教育の情報化」による施策のもと、学習環境や指導内容の整備・充実を推進しています。

2 県の動向

本県では、平成16年3月に策定された「第5次山形県教育振興計画」において、「本が好きな子どもを育てる」として子どもの読書活動の推進に取り組み、平成18年2月に、「山形県子ども読書活動推進計画」（以下「第1次県計画」）を策定しました。また、その後、平成23年12月に、「山形県子ども読書活動推進計画（第2次）」（以下「第2次県計画」）を策定し、計画期間の5年間で、「生きる力」を育む読書活動のための取組みを推進してきました。

また、平成27年10月には、本県の人口減少社会による産業活力の低下や地域コミュニティの弱体化等の問題の克服のために、「やまがた創生総合戦略¹」が策定されました。施策の基本目標の一つとして、「安心と活力ある地域を創出」が掲げられており、地域の拠点づくりと地域住民が積極的に子どもの教育や子育て支援にかかわる環境づくりが求められています。

県内においても、地方創生のために、図書館を街づくりの拠点として地域活性化を目指す事業が行われており、学校・家庭・地域の連携による取組みの重要性が高まっているといえます。

¹ 「まち・ひと・しごと創生法」第9条に基づき、政府の「まち・ひと・しごと創生総合戦略¹」を勘案し、「山形と人口ビジョン」に示された本県人口の現状と将来の姿を踏まえ、本県の実情に応じた目標や施策の基本的方向、具体的な施策を示したもの

(1) 第2次計画期間中の主な施策

H24	H25	H26	H27	H28
<p>学校における読書活動推進プロジェクト</p> <p>[H23~]</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>明治小（山形市） 真室川あさひ小（真室川町） 明倫中（新庄市） 小国中（小国町） 高島一中（高島町） 遊佐中（遊佐町）</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p>西川小（西川町） 大富小（東根市） 舟形小（舟形町） 新堀小（酒田市） 小国中（小国町） 鶴岡一中（鶴岡市）</p> </div> </div>		<p>山形県いのちの教育「読育」フェスティバル</p> <p>山形県いのちの教育「読育」フェスティバル</p>		
<p>山形県読書活動推進フォーラム</p> <p>[H23~]</p> <p>山形県読書活動推進フォーラム</p>		<p>山形県読書活動推進フォーラム</p>		
<p>さんさん「いのち」の絵本巡回展</p> <p>さんさん「いのち」の絵本巡回展</p>				
<p>さんさん「いのち」の絵本巡回展</p>				
<p>輝け！いのち「生き方」につなぐ巡回展</p> <p>輝け！いのち「生き方」につなぐ巡回展</p>				
<p>輝け！いのち「生き方」につなぐ巡回展</p>				
<p>読育推進ネットワーク整備事業</p> <p>読育推進ネットワーク整備事業</p>				
<p>読育推進ネットワーク整備事業</p>				
<p>読み聞かせグループ交流・実演会</p> <p>読み聞かせグループ交流・実演会</p>				
<p>読み聞かせグループ交流・実演会</p>				

(2) 成果と課題

各種調査結果からみた山形県の子どもの読書活動の状況を踏まえ、第2次計画期間の取り組みの成果と課題について、次のとおり整理しました。

①「読書活動事業調査」(教育庁文化財・生涯学習課生涯学習振興室 平成22・28年度)

活 動 (市町村におけるのべ箇所数)	H22	H28
乳幼児検診時等で読み聞かせ等を実施	16	23
絵本、物語展示	8	14
おはなし会(読み聞かせ・紙芝居・パネルシアター、エプロンシアター・昔話語りの会)	42	63
親子読書、読み聞かせスキルアップ	8	13
ブックトーク	2	3
手作り絵本、紙芝居教室	2	3
本に関わる体験教室(折り紙、料理、工作等)	6	7
絵本原画展	1	2
図書館まつり、フェスタ	3	7
移動図書館(学校巡回)	4	6
授業(国語)への活用(一覧作成、図書展示、団体巡回貸出し)	3	8
感想文、自由研究相談会	1	1
学校図書館に司書が支援	1	1
ヤングアダルトコーナーの設置	10	17
ブックスタート	10	24

県内すべての市町村で子どもの読書活動事業を実施しています。第2次県計画策定時は、33市町村のべ117箇所で開催していましたが、この調査によると、35市町村のべ192箇所と、大幅に拡大しました。

乳幼児期の子どもの、家庭において親が絵本を読み聞かせることを進めるため、近年ブックスタート事業や検診等での読み聞かせ会などの機会が増えています。

また、おはなし会での読み聞かせや紙芝居が26箇所、ブックスタートが14箇所増加しており、次いで絵本・物語展示、親子読書・読み聞かせスキルアップとなっています。

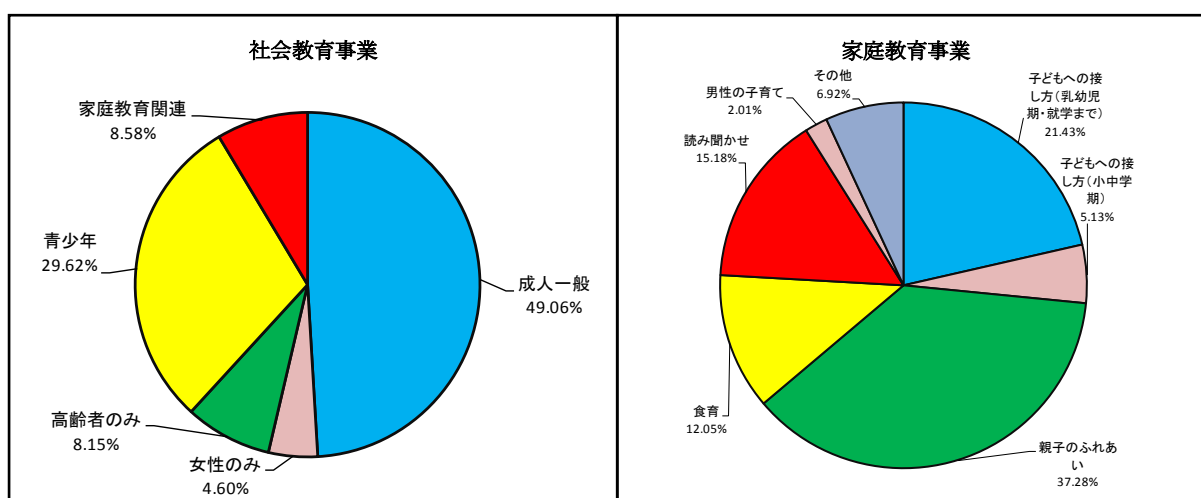
第2次県計画で課題となっていた「中高生の利用拡大に向けた取り組み」については、市町村のヤングアダルトコーナー²の設置が、10箇所から17箇所に増加するなど、改善に向かう傾向にあります。また、中高生を対象としたアンケートの実施やお薦め本リスト、パンフレット、広報新聞の配付、中高生が描いた図書紹介カードやイラストの展示、中学校でのブックトークや巡回貸出文庫等、取り組みのバリエーションも増えてきています。

今後も、中高生をはじめ、利用者のニーズの把握に努めながら、更なる利用拡大に向けた取り組みを推進していくことが必要です。

² ヤングアダルトとは、中・高生ぐらいの年代を指す言葉。ヤングアダルトコーナーは、読書離れが進むといわれるその年代向けの蔵書をまとめた書棚や紹介コーナー等をいう。

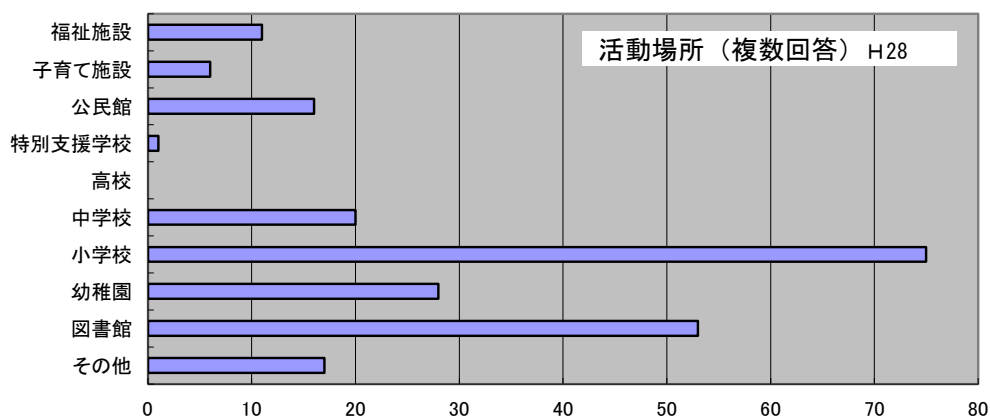
②「公立公民館等事業調査」(教育庁文化財・生涯学習課生涯学習振興室 平成 28 年度)

公民館³における社会教育事業の中で、家庭教育事業の一環として、「読み聞かせ」や「ブックスタート」を行っている例があります。下のグラフのように、市町村の家庭教育事業は、全体の 8.58%であり、そのうち「読み聞かせ」は、15.18%となっています。公民館での「読み聞かせ」や「ブックスタート」は、親への啓発による家庭教育の充実として、公民館の役割の一つである生活課題（地域課題）の改善につながると同時に、子どもの読書活動の推進という点でも効果的です。



③「読み聞かせサークル活動調査」(教育庁文化財・生涯学習課生涯学習振興室 平成 22・28 年度)

市町村におけるのべ団体数		H22	H28
読み聞かせサークル		100	111

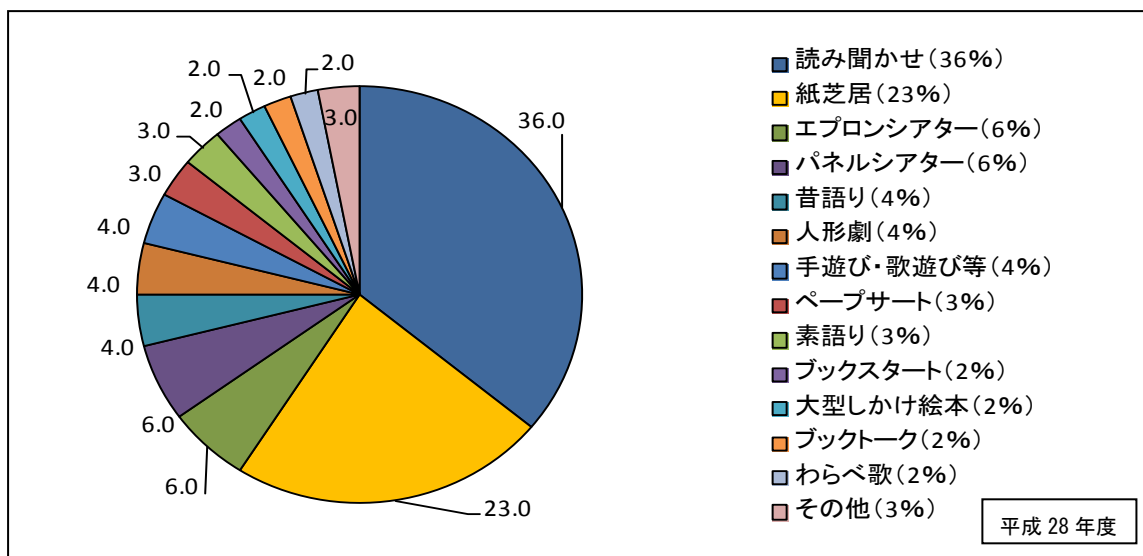


公立図書館（室）に所属または図書館（室）と連携している読み聞かせサークルは、県内 35 市町村のうち 33 市町村にあり、総数は 111 サークルとなっており、第 2 次計画期間において、着実に増えてきています。

また、この他、調査に含まれない、PTAの母親委員会による読み聞かせや地域活性化のための拠点施設等において活動しているサークル数も相当数あることが推測されます。

³ 図書室を備えている中央公民館の読書に関する事業は、図書館（室）の範疇に含まれるので、ここでの公民館は、図書室を備えていない公民館をさす。

各サークルの活動場所は、幼稚園、小学校、図書館等となっていますが、読み聞かせや紙芝居を中心として、折り紙、歌遊び、手遊びなども取り入れながら、多種多様な活動をしており、地域の中でも認知され、根付いているといえます。

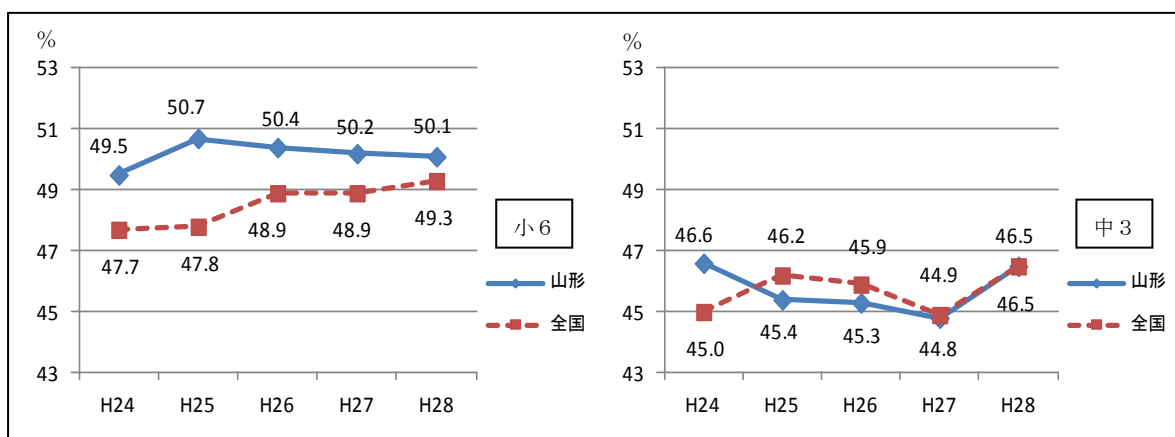


第 2 次県計画策定時から読み聞かせサークルからの要望として挙げられていた研修の機会の確保や他団体との交流の機会の確保については、平成 28 年 10 月に、県立図書館において開催されるなど、県内の読み聞かせサークルの交流の機会の充実が図られてきているといえます。

今後も、こうした関係団体の活動意欲の喚起及びスキルアップに資する機会を継続的に設けていくことが必要です。

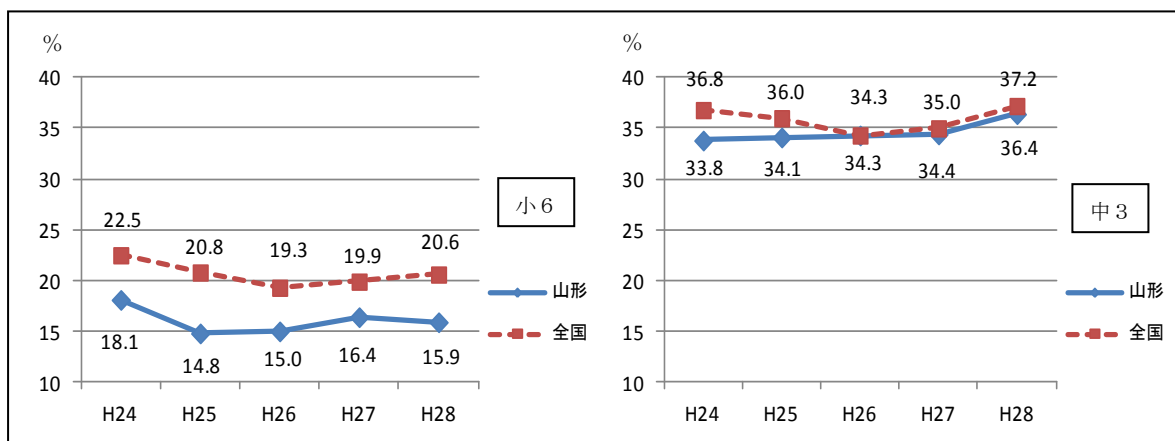
④ 「全国学力・学習状況調査」(文部科学省 平成 24～28 年度)

「読書が好き」と答えた児童・生徒の割合



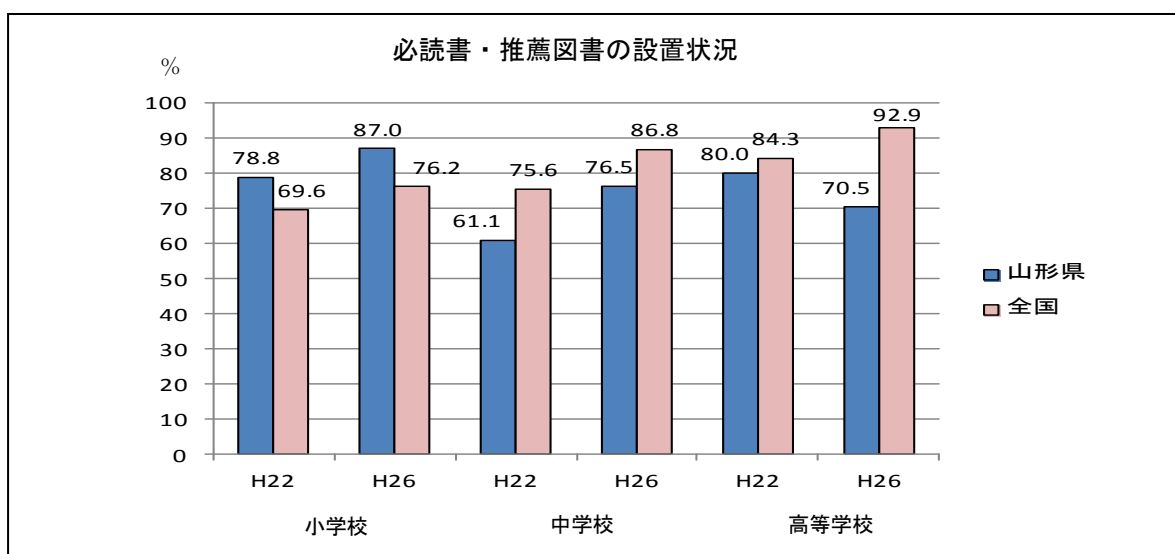
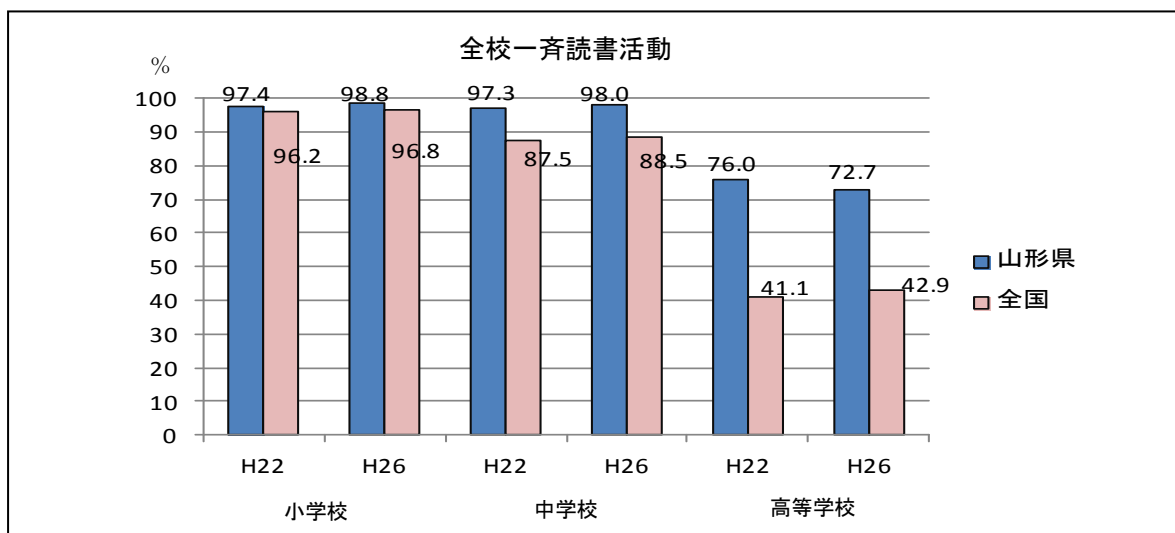
子どもの読書に関する項目の調査によると、山形県の「読書が好き」な子どもの割合は近年、同程度で推移しています。また、「平日、授業以外で全く本を読まない」という子どもの割合は、小学 6 年生が全国平均より低い水準である一方で、中学 3 年生は全国平均並みで推移しており、各教科等における読書活動を一層充実させるとともに、地域の図書館や家庭での読書を推進していくことが必要です。

学校の授業時間以外の普段の日（月～金曜日）に読書を全くしないと答えた児童・生徒の割合



⑤ 「学校図書館の現状に関する調査」(文部科学省 平成 22、26 年度)

全校一斉読書については、小学校 98.8%、中学校 98.0%、高等学校 72.7%の学校で行われています。高等学校においては、全国平均を大きく上回っているものの、平成 22 年度と比較すると若干減少しており、カリキュラムマネジメントのもと、読書活動の時間の確保が課題となっています。



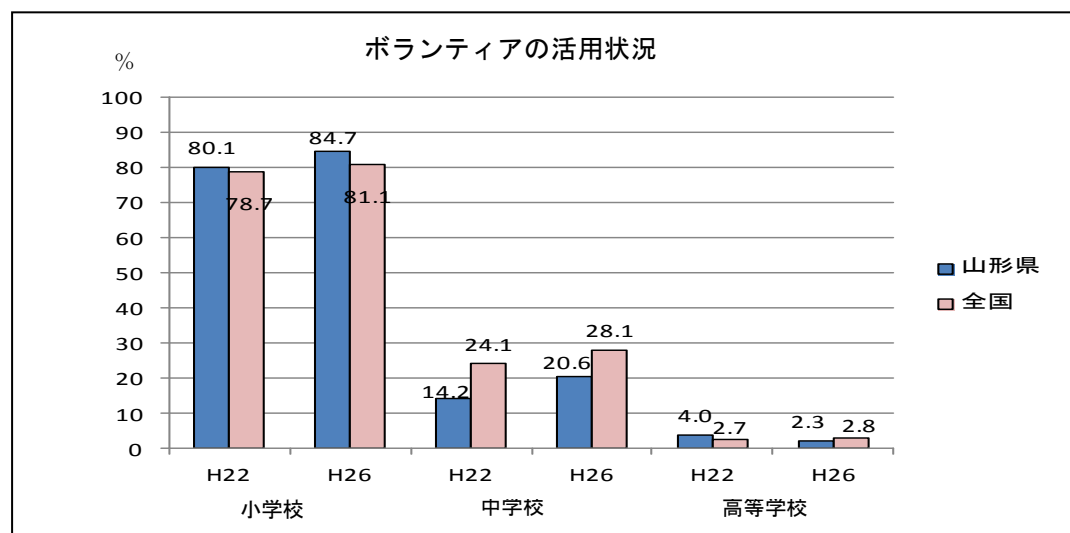
必読書・推薦図書を設定している学校は、小学校が87.0%、中学校が76.5%と増えていますが、高等学校では、70.5%と減少傾向にあります。児童生徒に読ませたい本を教師が推薦することで、読書の量に加え、読書の質を高めていくことが必要です。

平成26年度から活字文化推進会議が中心となって「全国高等学校ビブリオバトル(書評合戦)」が開催されるようになり、平成28年度東北大会で、県立高校の生徒が最優秀となりました。このような取組みを通じて、生徒一人一人の読書意欲を向上させるとともに、生徒の主体的な読書活動を推進していく必要があります。

⑥ 「学校図書館の現状に関する調査」(文部科学省 平成22、26年度)

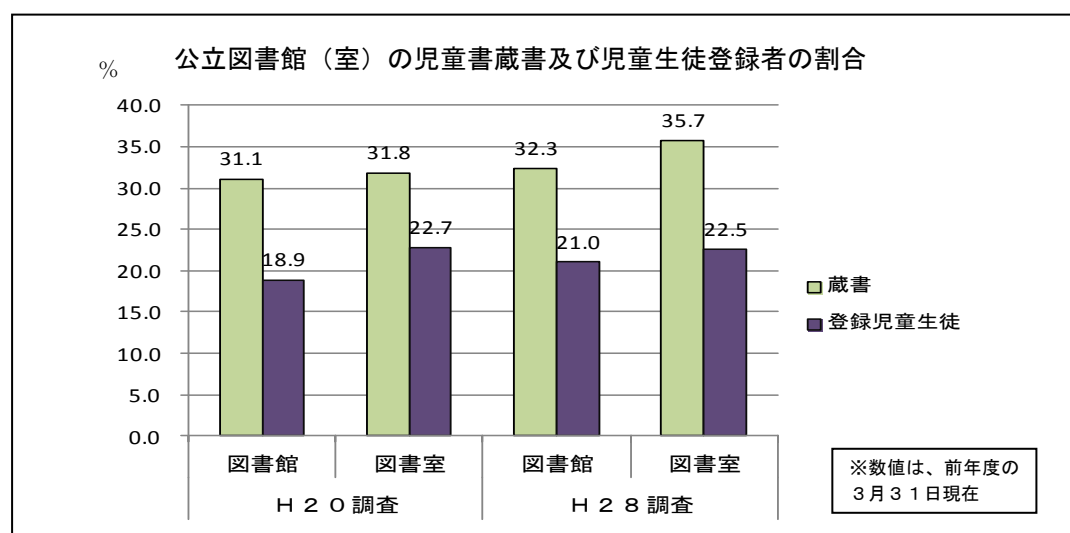
小・中学校におけるボランティアの活用については、全国的に見ても増える傾向があり、小学校においては、平成26年度が84.7%と高い数値となっております。

公共図書館等は地域の身近な読書施設として機能していることも多いことから、公立図書館と連携し、児童・青少年用図書等の整備に努めるほか、地域の学校支援ボランティア等と連携・協力し、読み聞かせ等の活動の機会を提供する取組みの実施に努めることが必要です。



⑦ 「学校と公立図書館(室)の連携による子どもの読書活動推進のための実態調査」

(県図書館協会 平成20年度) (教育庁文化財・生涯学習課生涯学習振興室 平成28年度)



市町村立図書館（室）の蔵書に占める児童書の割合、登録者に占める児童生徒の割合は、平成 20、28 年度調査を比較すると、児童書の蔵書割合が引き続き高くなっており、児童書蔵書の充実により、子どもたちにとって魅力ある図書館（室）となっていると考えられます。

図書館（室）での児童向けサービスの状況

また、市町村立図書館（室）が、実施している児童向けのサービスのうち、施設設備や職員の状況は、表のとおりです。全体として市町村立図書館（室）

	児童室	資料コーナー	担当職員 (専任・兼任)
図書館	8	20	98
図書室	1	7	8

【平成 28.11 教育庁文化財・生涯学習課生涯学習振興室調査】

における子どもの読書活動を推

進するための資料コーナーの設置や担当職員の増加等、更に改善が進んできていますが、今後とも一層充実に向け取り組む必要があります。

⑧「図書館ボランティア活動状況《市町村立図書館(室) 35 館(室)調査》

(教育庁文化財・生涯学習課生涯学習振興室 平成 28 年度)

市町村立図書館(室)において、図書館ボランティアが活動しているのは 24 の市町村の図書館(室)で、下の表のような活動をしています。

活動内容	図書館(室)数	
読み聞かせ、紙芝居、人形劇	22	《その他》※本文以外の内容 ・長期休業中の宿題相談 ・講演会 ・図書館利用案内 ・宅配サービス ・古本バザー ・本帯掲示物の作成 ・ブックトーク ・布おもちゃの製作 ・図書館内外環境整備、装飾 ・生け花 ・郷土行政資料整理 ・新着図書受入作業 ・企画展示補助 ・書架整理 ・古文書解読支援 ・図書館だより作成 等
イベントスタッフ	12	
図書配架	9	
ブックスタート	8	
図書修理	7	
推薦本リスト作成	5	
新聞記事整理	3	

また、読み聞かせボランティアとの連携についても、前述⁴のように 33 の市町村の図書館（室）において読み聞かせボランティアサークルと連携しています。図書館ボランティアの活動内容を見ると、読み聞かせや館内の整備作業の他に、多様な子どもの読書推進に関わるボランティア活動もしています。第 2 次計画策定時以降の特長として、ブックスタートに係るボランティアが増加したこと、外国語資料の整理や読書困難者対象に図書館資料の朗読・録音等、多様化するニーズに対応した取組みが見えてきたことがあげられます。今後も、地域住民が自主的に活動に参画できるような連携・協働の仕組みづくりを進めていく必要があります。

⑨「障がいのある人を対象とした諸サービスの状況」

(教育庁文化財・生涯学習課生涯学習振興室 平成 28 年度)

市立図書館や市の移動図書館、県立図書館、点字図書館を活用し、紙芝居や大型絵本

⁴ P 4 ③「読み聞かせサークル活動調査」

の利用や図書に関する情報収集を行っています。個々の障がいの支援内容に応じた図書資料や視聴覚機器が活用できるよう、地域の図書館や各種団体と連携していく必要があります。読書活動は、読み聞かせの機会の充実や点訳など、様々なボランティアの協力により効果的に進められることから、ボランティアとの連携・協力関係を強化していく必要があります。

市町村立図書館(室)における、特別な支援を要する人を対象にした設備の設置状況は、下の表のとおりです。第1次県計画には、「ほぼ半数の図書館(室)がなんらかのサービスを行っている」とありますが、第2次計画の72%から現在は74%に増え、また、複数のサービスを行っている図書館(室)も第2次計画の61%から69%に増え、特別に支援が必要な子どもたちにも利用しやすい環境になっています。

設 備	図書館(室)数	設 備	図書館(室)数
点字図書	13	車椅子	18
録音図書	5	宅配サービス	1
大活字本	22	点字ブロック	6
車椅子用トイレ	20	車椅子優先席	1
拡大読取器の利用	4	音声読み上げ器	1
視覚障がい者等の無料郵便配達の利用	2	音声パソコン	1
対面朗読サービス	1	ボランティア団体による音訳と点訳	1
車椅子用閲覧机	2	筆談サービス	1

*その他；障がい者用駐車場の設置、拡大鏡の設置、さわる絵本の整備、点訳機の設置、サポーターによる読書困難者支援

障がいのある子どもが自分から読書に親しむことができるよう、字幕付きのDVD、文字のフォントの大きい本、点訳されている図書、録音図書、マルチメディアデージー図書⁵、写真図鑑、電子書籍など、障がいの状況に応じ配慮された図書や情報機器の整備を一層進める必要があります。

⑩「学校図書館の現状に関する調査」(文部科学省 平成22、26年度)

学校図書館図書 標準達成状況	公立小学校		公立中学校	
	山形県	全国平均	山形県	全国平均
平成26年度	66.7%	60.3%	62.4%	50.0%
平成22年度	66.5%	50.6%	56.6%	42.7%

本県では、図書標準⁶の100%以上に達している小学校が66.7%、中学校が62.4%となっています。国は、図書標準をできるだけ多くの学校が達成できるように、平成24年度から平成28年度の5年間で約1000億円の地方交付税措置を行っています。

⁵視覚障がいや学習障がいなどで読むことが困難な方のための、パソコン等により、文字・音声・画像を同時に再生できる図書。「デージー (DAISY)」はDigital Accessible Information System (誰もが使いやすい情報システム) の略

⁶公立の義務教育諸学校の学級規模に応じて設定された学校図書館の図書整備を図る際の目標

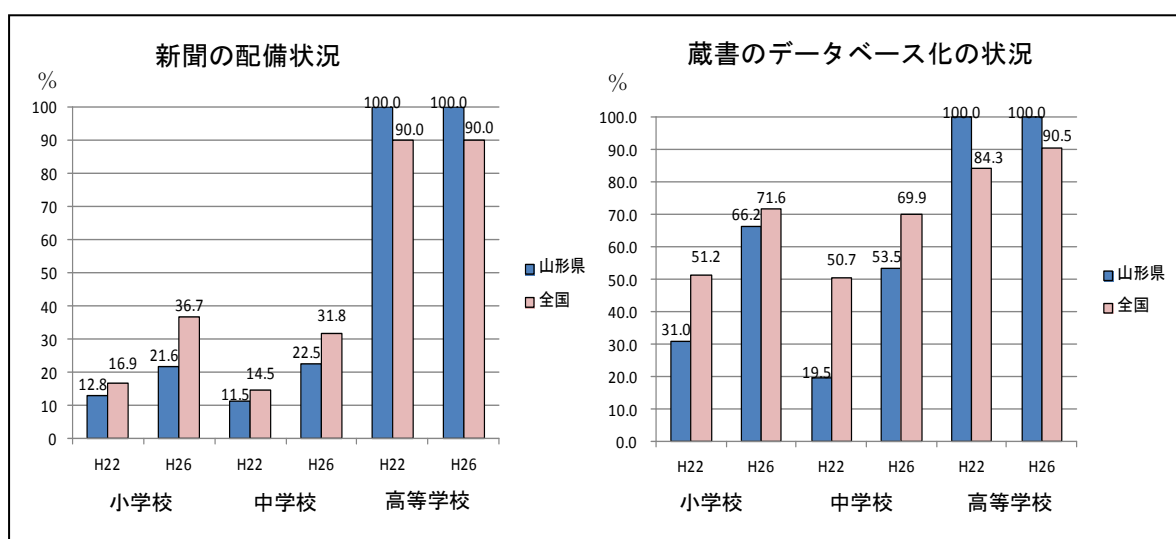
本県の現状を見ると、まだ十分な状況ではありません。

高等学校の学校図書館の蔵書数は年々増加しているものの、文学作品等の整備が中心となっている学校が多く、一斉読書用の図書や教科学習用の資料整備についても、更に充実させていく必要があります。

⑪「学校図書館の現状に関する調査」(文部科学省 平成 22、26 年度)

学校図書館は、子どもたちの図書館活用の技能や情報活用能力を育てる役割を担っており、情報教育計画と連携した図書館の運営を進める必要があります。また、図書以外の新聞、雑誌、DVD、情報ファイル等を整備していくことも大切です。

新聞の配備を見ると、高等学校(公立)では全ての学校で行われています。しかし、小・中学校では、平成 22 年度調査時より配備は進んでいますが、依然として全国平均より低い割合となっています。



平成 26 年度調査では、公立高等学校では、全ての学校が蔵書のデータベース化に取り組んでいます。「蔵書のデータベース化」に取り組んでいる本県の小中学校の割合は、小学校は 66.2%、中学校では 53.5%と平成 22 年度調査時よりも伸びています。今後も、情報活用能力の育成及び図書館活用の技能を習得させるためのレファレンスサービスという視点からも一層推進していく必要があります。

⑫「学校図書館の現状に関する調査」(文部科学省 平成 22、26 年度)

県内においては、学校図書館法により司書教諭の発令が義務づけられている 12 学級以上の全ての学校で発令されています。しかし、11 学級以下の学校への配置は進んでいない状況にあります。学校図書館における司書教諭の重要性から、11 学級以下の学校への配置も視野に入れた有資格者の育成等を検討する必要があります。また、学校司書を配置している小中学校は、小学校で 55.1% (全国 54.4%)、中学校で 52.9% (全国 53.1%)と中学校では全国平均を下回り、学校司書の配置を市町村に促していく必要があります。

本県公立高等学校における司書教諭の発令状況は、12 学級以上の高校については平成 16 年度以降 100%となっています。しかし、11 学級以下の高校の発令状況は、25%となっており、有資格者の育成等を検討する必要があります。

学校図書館の司書教諭の発令状況

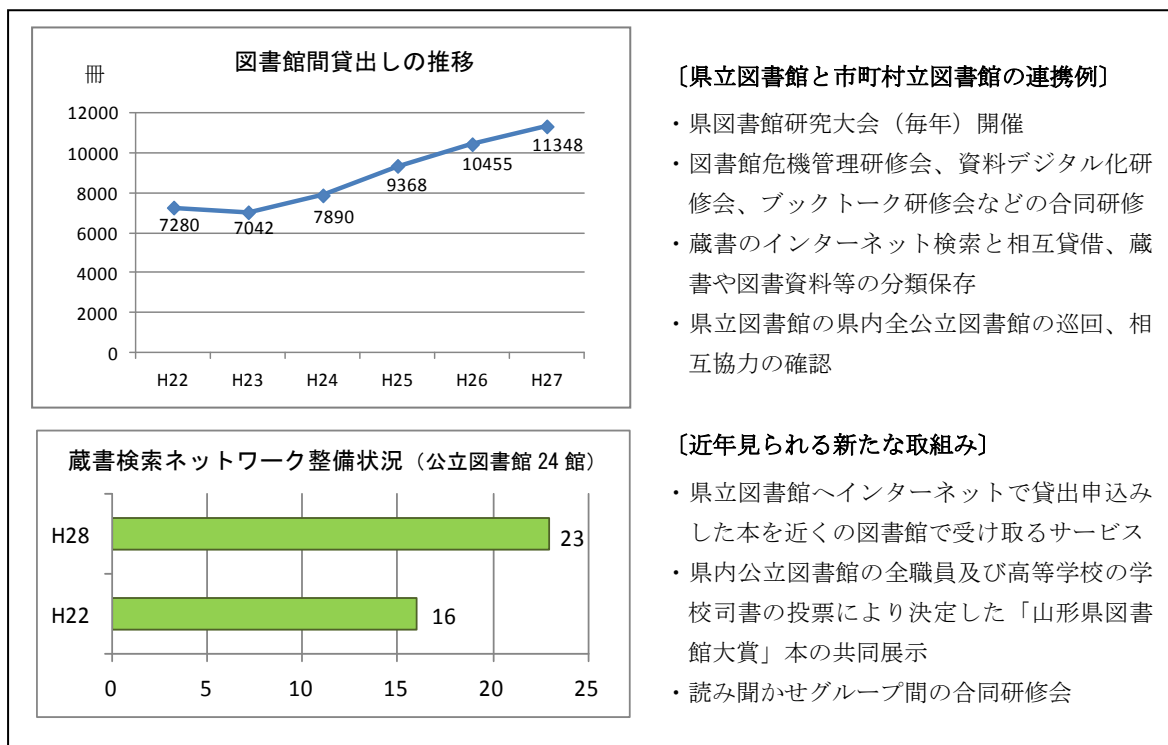
公立小学校	12 学級以上の学校		11 学級以下の学校	
	山形県	全国平均	山形県	全国平均
平成 26 年度	100%	98.4%	1.7%	27.2%
平成 22 年度	100%	99.7%	2.2%	21.4%

公立中学校	12 学級以上の学校		11 学級以下の学校	
	山形県	全国平均	山形県	全国平均
平成 26 年度	100%	97.2%	8.0%	29.8%
平成 22 年度	100%	99.0%	1.6%	23.7%

公立高等学校	12 学級以上の学校		11 学級以下の学校	
	山形県	全国平均	山形県	全国平均
平成 26 年度	100%	93.0%	25.0%	29.8%
平成 22 年度	100%	98.4%	0%	21.0%

⑬「平成 28 年度県立図書館要覧」より（山形県立図書館）

下のグラフにあるように、図書館間の相互貸借数は年々伸びており、蔵書検索ネットワーク化（山形県県内図書館横断検索）により、県立図書館とほとんどの市町村立図書館の間で情報の共有化が図られることで、読書活動の推進につながる事業が多く、多くの図書館で実施されるようになってきています。



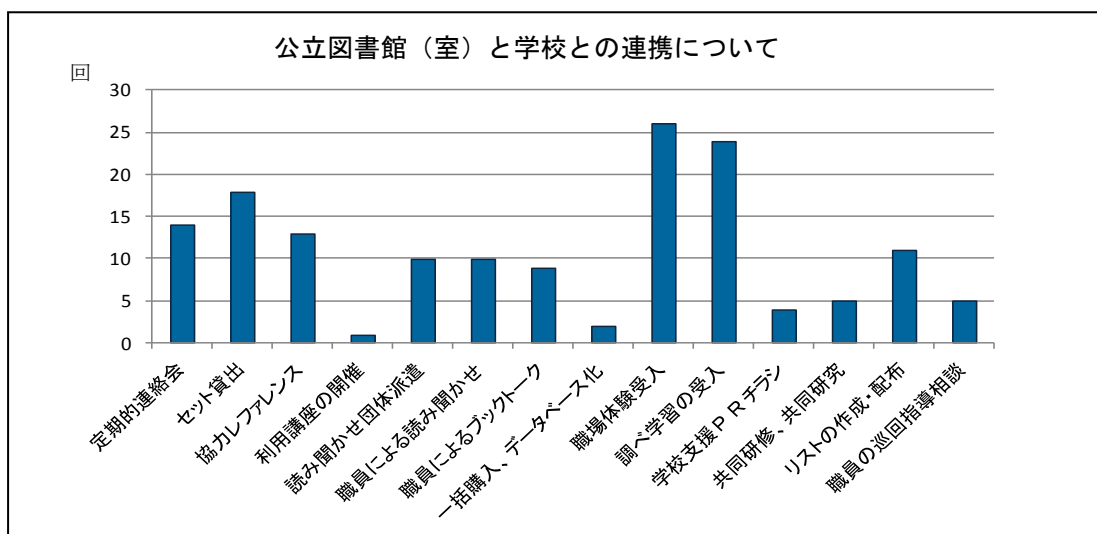
また、県立図書館と市町村立図書館が連携した新たな取組みが行われている一方で、各図書館とも限られた司書等の職員で対応しているという現状があり、双方でのレファレンス記録の蓄積や情報の共有化などにより、効率化を図っていく必要があります。

⑭ 「公立図書館と学校の連携状況調査」(教育庁文化財・生涯学習課生涯学習振興室 平成 28 年度)

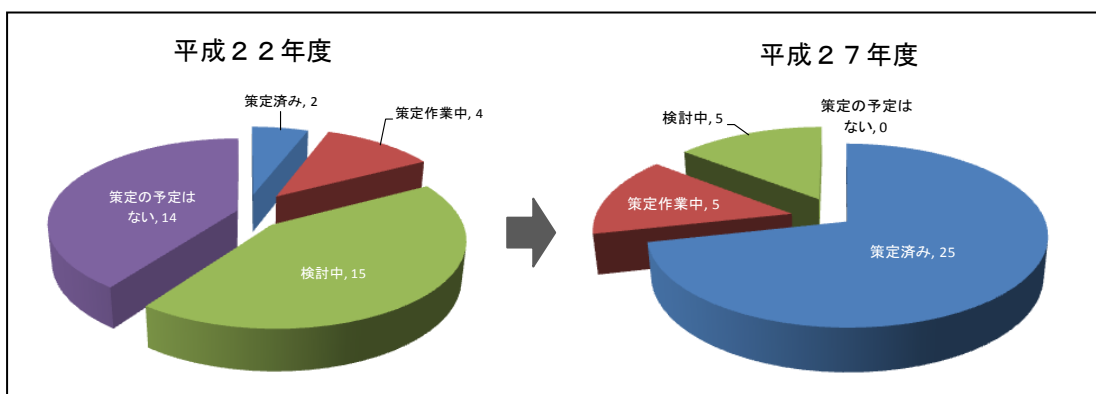
調査によると、35 市町村図書館中、33 市町村図書館で、子ども読書活動の推進に向け、学校と連携した取組みをしており、前回の調査から 2 市町村増えています。

前回の調査から、定期的連絡会を開催している市町村立図書館数が約 3 倍になっており、中には、年 6 回開催し、学校との意思疎通を図っている市町村立図書館があります。その他に、セット貸出も大きく増えています。また、職場体験学習や総合的な学習の時間の受け入れをしている市町村立図書館の数が依然として多く、更には、市町村の図書館職員による読み聞かせやブックトークの需要も高まっています。

このように、連携した取組みが様々なされている一方で、更に効果的な連携を進めていくための実践事例の提供を求める声が市町村立図書館から寄せられており、こうしたニーズに応える手立てが必要です。



⑮ 「子ども読書活動推進計画策定状況調査（市町村数）」(文部科学省 平成 22、27 年度)



家庭・地域・学校が連携しながら、読書活動の取組みを推進するためには、県や市町村において「子ども読書活動推進基本計画」を策定し、地域の資源や人材を活用した取組みを、計画的かつ継続的に推進していくことが重要です。平成 22 年度末現在、「子ども読書活動推進計画」を策定している市町村は 2 市でしたが、平成 27 年度末現在では 25 市町村にまで広がっています。今後は、すべての市町村において計画が策定されるとともに、策定済みの市町村においても評価・改善等が図られることが望めます。

3 基本方針

「山形県子ども読書活動推進計画（第3次）」は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条第1項の規定に基づく計画であり、「第6次山形県教育振興計画」をもとに、次の三つの柱を基本方針とし、本県における子どもの読書活動の推進に関する施策の方向や取組みを示したものです。

また、本計画は、各市町村が子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画策定の際の基本となるものであり、各市町村においても、読書活動の実態や地域の実情を踏まえた子ども読書活動推進計画が策定されることを期待します。

（1）家庭・地域・学校を通じた社会全体での子どもの読書活動の推進

本が好きな子どもを育てるためには、子どもの発達段階や生活の場所に合わせて、家庭、地域、学校がそれぞれの担うべき役割を果たすとともに、互いに十分な連携を図りながら、社会全体で取り組んでいくことが大切です。

このような観点から、家庭や、学校、図書館などの関係機関、ボランティア団体等が連携し、相互に協力を図りながら、子どもの自主的な読書活動にかかわる取組みを推進するとともに、必要な体制の整備に努めます。

（2）子どもが読書に親しむ機会の提供と施設、設備その他諸条件の整備・充実

子どもが読書に親しむためには、子ども自身が読書の楽しさを味わうことができる機会をつくるのが大切です。子どもが生活の様々な場面で、本を読みたいと思ったときに、いつでも本を手に取り、読むことができる環境を整えるとともに、大人が意図的に子どもを本の世界にいざなう環境を充実させていくことも肝要です。

このような観点から、子どもの発達段階に応じて、子どもが読書に親しむ機会の提供に努めるとともに、施設・設備その他諸条件の整備・充実を図ります。

（3）子どもの読書活動に関する理解と意義の普及

自ら本を手取る子どもを育てるためには、子どもの読書活動の意義や重要性について県民に広く理解と関心を深めていく必要があります。特に、保護者、教員、保育士等子どもにとって身近な大人自身が読書に親しみ、その楽しさを子どもに伝え、読書意欲を高めていくことが重要です。

このような観点から、子どもの自主的な読書活動を推進する社会的な気運が高まるよう、読書活動の意義や重要性について広く普及啓発を図るよう努めます。

4 計画期間

平成29年度から、おおむね5年間とします。

第3次計画の推進にあたっては、山形県教育委員会事務局（義務教育課及び文化財・生涯学習課生涯学習振興室）を事務局とし、県立図書館、教育委員会事務局の企画担当所管課及び学校関係所管課並びに子ども育成に関係する知事部局の関係課で構成する庁内会議を設置し、有識者等の意見を聞きながら、進捗管理を行います。

第2部 具体的な取組み

1 家庭・地域・学校を通じた社会全体での子ども読書活動の推進

(1) 家庭における子どもの読書活動の推進

① 子どもの成長に応じた家庭のかかわり

家庭は教育の原点であり、すべての教育の出発点です。家庭における読書は、子どもの心の健全な成長とともに、親子のふれあいや心のつながりを育む上でも大切です。子どもの発達段階に応じた読み聞かせを行ったり、読書の大切さについて学んだりする機会の拡充をめざします。

【今後の取組み】

◇家庭教育に関する学習の機会等を通じ、読み聞かせや読書の大切さについて理解を促したり、県PTA連合会と連携した親子読書などを推進したりすることで、家庭における読書活動を支援していきます。

【乳児期の読み聞かせ】「ブックスタート」に取り組んでいます！

ブックスタートとは、赤ちゃんと一緒に絵本を開く楽しさを保護者に体験してもらうとともに、絵本をプレゼントし、心ふれあうひとときをもつきっかけをつくる活動です。地域に生まれたすべての赤ちゃんを対象に、市町村の活動として0歳児健診などの機会に取り組まれています。また、乳幼児を対象とした読み聞かせ会なども開催されています。

ある市町村では、なるべく早く絵本に接することを学んでもらうため、妊娠6カ月以上の妊婦さんを対象とした子育て支援（マタニティー）ブックスタートを実施しています。また、フォローアップとして、2歳児歯科検診時にも同じような取組みをしている市町村もあります。

【親子読書のすすめ】親子で読書 深める絆 ～本を読む子はかならず伸びる～

県PTA連合会では、親子読書による親子の学びが、子どもの学力向上と生涯学習につながることを期待しています。あわせて、親子のコミュニケーションの活性化により、親子の絆が一層強まることを願い、次の取組みを実施しています。

- ① 「毎月第3日曜日（家庭の日）は『親子読書の日』」の推進
- ② 読書と学習の関連や親子読書推進の方法に関する研修会の実施
- ③ 「子どもが親と読みたい一冊」「親が子どもに伝えたい一冊」「親子で読みたい一冊」の募集

《作品例》・子どもが親と一緒に読みたい一冊 『かあちゃん取扱説明書』いとうみく 著
（てっちゃんのお母さんが朝ガミガミというのが、ほくのお母さんに似ているなあと思いました。）

・親が子どもに伝えたい一冊 『泣いた赤おに』浜田広介 著
（本当の優しさとは何か、友情とは何か、深く考えさせられます。親から子へ、子から・・・と伝えていきたい童話です。）

② 子どもが読書に親しむ環境づくり

子どもが読書に親しむ環境づくりを進めるため、より多くの親子が情報を得ることができ、参加しやすい読書活動事業の実施をめざします。

【今後の取組み】

- ◇本県が進める「^{ようじともいく}幼児共育⁷」の推進や、幼稚園・保育所等や地域（図書館、子育てNP
O等）での読み聞かせ会等を通じ、親子で本に親しむ機会を充実させ、子どもの読書に
対する興味や関心が高まるような環境づくりに努めていきます。

【幼児期の読み聞かせ】「幼児共育」で取り組んでいます！

幼児共育では、親子によるふれあい体験活動を大切にしていますが、そのテーマの一つが読書です。幼児共育を推進している保育園や幼稚園では、絵本の読み聞かせを親子で体験したり、家庭での読み聞かせのポイントを保護者が聴いたりする講座を開催しています。

講座では、「親子の心をつなぐふれあいの時間なので、上手に読まなければいけないと思わなくてもよい」「子どもが読んで欲しいという本を選ぶ」「最後まで聴けなくとも大丈夫」などの具体的なアドバイスをしながら、どの保護者にも前向きに、楽しんで読み聞かせに取り組んでもらおうと考えています。

【乳幼児期の読み聞かせ】「読み聞かせボランティア」の実践です！

子どもたちが絵本と出会うのと同じくらい大切なことに、「人の声のぬくもりを感じる」ということがあると思いつながりながら活動しています。

人の声を心地よいと感じるという経験を重ねることで、絵本への扉も開きます。「おひさま、きらきらまぶしいね。」「小鳥さん、ピッピないてるね。」など、日常の何気ない事柄を言葉で伝えたり、子どもの体に触れながら声を掛けたりすることで、小さい子どもに「まわりの世界はみんな物語なんだ」ということを感じさせています。乳幼児への読み聞かせを通して、子どもに関わる大人（保護者や保育者等）のあり方を発信してきました。

人の声がシャワーのように降り注がれる空間を用意してあげることは、幼児の絵本へのアプローチに対する、私たち大人ができる大切な役割であり、これからも、広く伝えていきたいと思っています。

（２）地域における子どもの読書活動の推進

① 図書館（室）、公民館等における子どもの読書活動の推進

- 図書館（室）における子どもの読書活動事業の、質的・数的充実をめざします。
図書館（室）に来館する中高生の拡大をめざします。

【今後の取組み】

- ◇図書館（室）での子どもの読書活動事業を充実させるために、関係者を対象とした研修や情報交換等の場を設定し、企画力を高めたり、事業のバリエーションを広げたりする等の機会を提供していきます。
- ◇中高生の図書館（室）来館者数を更に増やすために、図書館（室）と中学校・高校とが連携して取り組んだ好事例を積極的に情報提供していきます。
- ◇公民館における読書活動事業の活性化に向け、必要な情報提供などの支援を行います。

⁷ 生涯にわたる人格形成の基礎が培われる極めて重要な時期である幼児期の子どもたちを、家庭、幼稚園・保育所等、地域の三者が連携して、共に育んでいくという考え方。

② ボランティア活動による子どもの読書活動の推進

地域のボランティアによる読み聞かせサークルと連携し、子どもの読書活動の推進をめざします。

【今後の取組み】

- ◇地域の読み聞かせサークルと市町村立図書館（室）、公民館、学校等との交流や、読み聞かせサークル間の交流を更に進めることにより、情報交換の機会を充実し、読み聞かせサークルの活動の活性化を図ります。
- ◇学校・家庭・地域が連携・協働した活動を推進することにより、地域住民の子どもの読書活動への興味・関心を喚起していきます。
- ◇企業やNPO等との連携による子どもの読書活動にも積極的に取り組んでいきます。

読み聞かせ実践者のスキルアップを図っています！

県では、子どもが読書に親しむ機会や環境を整備するために、読み聞かせサークルや公立図書館（室）関係者の連携推進を図る研修会を各地区で実施しています。研修会では、ブックスタート事業の視察をしたり、読み聞かせの実技研修をしたりして、読み聞かせに関わる人々のネットワーク化とスキルアップを図っています。

また、県内には子どもの豊かな読書環境を構築することを目的に、読み聞かせサークル連絡協議会を立ち上げている地区もあります。総会や研修会では、各読み聞かせ団体や図書館の情報を共有したり、読み聞かせのスキルや活動内容についての研修を深めたりしています。

読み聞かせ実践者の交流、人材拡大をめざしています！

山形県立図書館では、「山形県読み聞かせグループ交流・実演会」を実施しています。内容は、県内10のグループによる読み聞かせの実演と普段の活動を紹介する交流会です。実演では、年齢に応じた絵本の読み聞かせや、素語り、紙芝居、ペープサートなどを鑑賞し合います。

実演グループ以外の県内各地のグループや読み聞かせに関心のある方、一般の親子も観覧することができます。互いの活動を披露しながら、グループの活性化や新規メンバーの加入を期待しています。

（3）学校等における子どもの読書活動の推進

① 幼稚園・保育所等における子どもの読書活動

幼稚園や保育所等において、幼児が自由に絵本等を手に取れる環境構成をめざします。保護者に読書の重要性を伝え、家庭と連携した読書活動の一層の推進をめざします。

【今後の取組み】

- ◇幼児が絵本や物語等に親しみ、興味をもって聞き、想像する楽しさを味わう活動が十分に行える環境構成が工夫できるよう、発達段階に応じた選書や読み聞かせ活動の在り方等について、基本研修⁸等の講座の中で取り上げていきます。
- ◇保護者を対象にした読み聞かせ会の実施や絵本の貸出により、読み聞かせの場がどの家庭にも広がるよう、「読育」の推進・周知を図るイベント等で具体的実践事例を広く周知していきます。

⁸ 初任者研修及び中堅教諭等資質向上研修のこと。これらは、教育公務員特例法により定められた悉皆研修である。

「読み聞かせプラン」をもとに絵本を選書しています！

私の幼稚園では、年齢や時期に応じたねらいをもとに、読み聞かせしたい絵本をリストアップした「読み聞かせプラン」を作成しています。

入園当初（3歳児）は、集団での読み聞かせの楽しさを味わえるように、お話の内容が単純で繰り返しのある絵本を選書したり、友達と一緒に絵本を見る一体感を味わえるように、参加型の紙芝居や絵本を選書したりしています。また、5歳児になると、想像力を働かせながらお話の世界を楽しめるように、ファンタジーや冒険ものなどの物語を選書したり、言葉の感覚を育めるように、言葉遊びやなぞなぞなどの絵本も選書したりしています。

プランがあることで、見通しを持ちながら、子どもの育ちや興味に応じた絵本を選書することができるようになっていきます。

② 小・中・高等学校等における読書活動の推進

ア 小・中学校等における読書活動の推進

(ア) 子どもの読書活動における小・中学校の役割

どのような力を育成するのかを明確にし、教育計画の中に位置付けるとともに、全職員で共通理解したうえで、計画的に推進していく読書活動をめざします。

【今後の取組み】

◇読書活動による子どもの育ちの関連性を明らかにし、ねらいを明確にした読書活動を行うことの重要性を学校全体で再確認し、推進できるよう働きかけていきます。

◇学校全体で読書活動を推進している県内の先進的な実践事例を、「読育」の推進を図るイベント等で周知し、各学校での取組みにつながるよう支援していきます。

(イ) 教育活動全体を通じた読書指導の推進

国語科を中核としつつ、全ての教科等を通じて、児童生徒の発達段階に応じた体系的な読書指導の推進をめざします。

本が大好きな子どもを育てるために、学校全体として総合的・組織的に推進する読書活動をめざします。

【今後の取組み】

◇全校一斉読書の継続的な実施を呼びかけるとともに、その成果を普及し、県内実施校の割合100%をめざします。また、読書の幅を広げ、様々な図書に触れる機会を確保するための環境づくりや読書指導のあり方の検討を働きかけていきます。

◇学習指導要領等を踏まえ、児童生徒の発達段階に応じた読書活動を展開していくことの必要性を、様々な機会をとらえて周知していきます。

◇「読育」の推進・周知を図るイベント等を開催し、各校での一斉読書以外の取組みとその成果を県内に広く紹介するなど、各学校で参考となる情報の提供に努めます。

(ウ) 授業における読書指導の充実

各教科・領域等のねらいに応じて、積極的に学校図書館等を活用した授業づくりを推進することにより、表現力や思考力、想像力を育成していきます。

【今後の取組み】

- ◇授業の中で学校図書館を計画的に活用した読書指導の充実が図られるよう、県教育委員会が毎年作成している「学校教育指導の重点」を活用し共通理解を得るとともに、学校訪問指導等とおして、授業改善の必要性を周知していきます。
- ◇国が作成している「言語活動の充実に関する指導事例集」や「評価方法等の工夫改善のための参考資料」等を活用し、各教科等における具体的な取組みを各地区で開催する教育課程研究協議会や学校訪問指導の際に周知していきます。

(エ) 学校図書館の活用

読書センター及び学習・情報センターとして、児童生徒の豊かな読書経験の機会を充実していくために、知的活動を増進し、様々な興味・関心に応える魅力的な学校図書館資料を整備・充実させていくことをめざします。

指導資料や教材としての図書を集めて教員が使えるようにするとともに、図書館資料のレファレンスや他の図書館から資料を取り寄せるサービスを行うなど、教員サポート機能の充実をめざします。

【今後の取組み】

- ◇読書センター及び学習・情報センターとしての機能を充実させ、子どもたちが主体的に活用できる学校図書館になるように、研究会や講座の開催等により、学校図書館の改善を支援していきます。
- ◇司書教諭を中核とし、学校図書館を効果的に運営できるよう、管理職の研究会等で呼びかけていくとともに、司書教諭が学校図書館のあり方や、司書教諭としての業務についての理解を深めることができるような研修の場を提供し、その充実に努めます。また、指導の改善・充実のため、それぞれの教員が、学校図書館の機能を有効に活用するスキルを身に付けることができるよう支援していきます。
- ◇学校図書館を地域住民全体の文化施設として有効に活用するなど、地域を巻き込んで積極的に読書活動を推進している事例等を、広く県内に発信していきます。
- ◇公立図書館や学校支援ボランティアとの連携を密にし、子どもの読書に対する関心・意欲を高めるような環境の充実に努めることにより、どんな効果が期待されるかを明らかにし、その効果を「読育」の推進を図るイベント等で周知していきます。

イ 高等学校における読書活動の推進

学校図書館が中心となり、一斉読書の設定やビブリオバトルの実施など各学校の特色に応じた様々な読書活動を推進し、生徒の読書習慣を養うことにより、生涯にわたり読書に親しむ態度の育成をめざします。

各教科の授業において学校図書館を活用することにより、思考力・判断力・表現力を育成する探究型学習の推進をめざします。

司書教諭と学校司書が連携・協力することで、各校の実態に応じた組織的な学校図書館運営と、読書指導推進体制の確立をめざします。

【今後の取組み】

- ◇各学校の特色や生徒の実態に応じた一斉読書や「高等学校ビブリオバトル」の実施を通じて、生徒の主体的な読書活動を推進します。
- ◇学校図書館図書充実事業で購入した図書資料等を活用し、調べ学習や問題解決学習に取り組み、生徒の思考力・表現力・判断力を育成するとともに、学校図書館を活用した探究型学習の推進に向けて、研究を進めていきます。
- ◇司書教諭と学校司書の連携を強化し、組織的な図書館運営を行うとともに、学校司書や図書委員会の活動を充実させ、生徒の主体的な読書活動を推進していきます。

高校の図書委員会活動です！

県内の高校では図書委員会が組織され、生徒の読書活動の向上に向けて様々な工夫された活動が展開されています。さらには、地域の公立図書館や幼稚園に出向いて読み聞かせ会を開いて地域との連携を強める活動や、読み聞かせの技術を高めるために、外部講師による研修会を行っている学校もあります。

また、ほぼ全ての高校の学校図書館では図書館便り等が定期的に発行されており、新刊本の紹介を中心とした、図書館の広報活動が行われています。さらには、図書館利用者が小論文や調べ学習の資料として活用できるよう、図書委員が新聞記事をテーマ毎にまとめて、スクラップブックを作成している学校もあります。

③ 特別支援学校における子どもの読書活動の推進

子どもの豊かな読書活動を推進するため、障がいに応じた読書活動の体験の充実と環境の整備をめざします。

【今後の取組み】

- ◇障がいのある子どもに対する読み聞かせの実践事例や各学校における環境整備の事例、学校図書の活用状況について、情報交換を行い、各学校における子どもの読書活動の推進に活かしていきます。
- ◇障がいのある子どもが本に親しむことができるように、情報機器の整備を進めるとともに、ボランティアの活用を図っていきます。
- ◇障がいの状況に応じて配慮された図書の整備や図書コーナーの工夫を進めるとともに、地域の図書館や各種団体との連携を推進していきます。
- ◇学校が読書ボランティアと連携し、読み聞かせ、ブックトーク等の読書活動を通して、様々な図書に触れる機会の充実を図ることを促進します。

子どもたちは、読書を通して成長しています！

幼稚部では、自分が経験したことと絵本の世界がつながり、「わたし、これしたの。」などと言って絵本を借りる姿が見られました。

小学部では、読み聞かせを続けていくうちに、絵本を見ると、自然に自分から座り集中して読み聞かせを聞いたり、教師のまねをして台詞を言ったり、読み手をしようとしたりする姿が見られました。

中・高等部では、自分の好きな本について教師にうれしそうに話をしたり、新刊本が入ったことを聞くと、友達同士で誘い合って図書室に行く姿が見られました。

2 子どもが読書に親しむ機会の提供と施設、設備その他諸条件の整備・充実

(1) 公立(県・市町村)図書館(室)の整備・充実

子どもたちにとって魅力ある図書館(室)にするよう、多様なニーズに応える施設設備の整備充実をめざします。

図書館(室)への住民の参画など、図書館(室)ボランティアとの協働をめざします。

情報化や特別な支援を要する人に対応した施設設備の整備充実をめざします。

【今後の取組み】

◇読書活動についての研修会や図書館職員の会議において、子どもの読書活動の充実に向けた整備充実について、事例研修や情報交換を行います。

◇住民が主体的に参画できる図書館ボランティアのあり方について、図書館職員の研修会や会議において、事例研修や情報交換を行います。

◇特別な支援を要する人のための設備について、ニーズを適切に把握した上で、更なる整備の必要性や利便性向上のための情報提供を行い、必要な設備の設置率を高めていきます。

(2) 学校図書館の整備・充実

①学校図書館等の図書資料等の整備充実

県内全ての小・中学校が、図書標準の75%を上回ることをめざします。

ジャンルのバランス、定期的な資料(情報)の更新など、子どもたちの個性やニーズにあった有用性の高い蔵書の整備をめざします。

【今後の取組み】

◇県内の小・中学校の蔵書の実態を周知し、市町村の実態に応じながら、図書標準をもとにした目標値を示した「市町村読書活動推進計画」を策定するように働きかけ、読書環境の学校間の格差をなくしていきます。また、目的別・ジャンル別の蔵書数や電子書籍の有効活用についての情報交換等を進め、バランスのとれた蔵書収集を進めるよう促していきます。

◇学校における読書環境整備の取組みを紹介し、学校図書館の担う2つの役割について再確認し、それぞれの役割にあった読書環境充実のポイントを周知していきます。また、児童生徒の学習や教員の業務における図書館の積極的な活用を呼びかけるとともに、その成果と課題を蔵書の購入計画にフィードバックすることをとおして図書館の機能充実が促進されるようにします。

②学校図書館の学習・情報センター的機能の充実

子どもたちの情報活用能力を育てる実践的な学習の場となるような環境整備をめざします。

必要な資料やソフトウェアなどの整備に努め、学校の教育活動全般を情報化の側面から支えることをめざします。

【今後の取組み】

- ◇各教科・領域の学習と関連づけた学校図書館の活用を年間指導計画に位置付け、それに対応した図書館の機能の充実を進めていくよう学校へ働きかけていきます。また、新聞の配備等を含む資料の購入計画の策定についても併せて働きかけていきます。
- ◇蔵書のデータベース化の済んでいる学校の事例を紹介し、学校規模や蔵書数にあったシステム等の導入計画のノウハウを周知していきます。

③学校図書館の活用を促進するための人的配置の充実

学校図書館を効果的に機能させるために、学校経営において、司書教諭、学校司書等の専門性のある人材を中心に、全校体制で学校図書館の運営に取り組める組織づくりをめざします。

地域のボランティア等との連携を強め、学校図書館の運営に対する幅広い支援体制の整備をめざします。

【今後の取組み】

- ◇司書教諭の有資格者の養成・確保及びその発令をより一層計画的に推進するため、司書教諭の役割の重要性について周知し、志願者の増加を図ります。また、司書教諭に対し校務分掌上の配慮をしたり、教職員の協力体制を整えたりして、司書教諭がその職責を十分に果たせる学校体制づくりを推進していきます。
- ◇外部の専門的な支援を積極的に取り入れた学校図書館の運営となるように、地域毎にボランティア一覧を作成したり、公立図書館を様々な組織の連携の中核として地域の読書活動の拠点に位置付けたりすることで、学校とボランティアのつながりを円滑で柔軟なものにしていきます。

(3) 図書館（室）間の連携

公立（県・市町村）図書館（室）（以下「図書館」と表記）間の共同企画事業や情報の共有化を継続して行い、さらなる充実をめざします。

公立図書館と学校（学校図書館）が行っている連携をより計画的かつ継続的なものにし、効果のある取組みをめざします。

【今後の取組み】

- ◇県立図書館では、今後も公立図書館や学校図書館との連携促進を図りながら、子どもから大人まで、誰もが生涯にわたってサービスを受けられるよう努めていきます。
- ◇「山形県立図書館活性化基本計画」のもと、「知の拠点」としての役割を充実させるとともに、県民が様々なサービスを受けられ、幅広い世代の人々が活動・交流する場を活性化のイメージとし、「県民が集い・学ぶ 本のまち」を基本コンセプトとして、具体的な活性化策を展開していきます。

◇公立図書館と学校との連携事業においては、お互いの実態やニーズを適切に把握し、効率的で効果的、継続的な取組みを進めていきます。また、効果的な連携を進めていくための実践事例の提供を行っていきます。

山形県立図書館のさらなる活性化を目指して

山形県立図書館のさらなる活性化を図るために、新たな付加価値の創造を目的とする方策の検討組織として「山形県立図書館活性化検討委員会」を設置し、これまでの図書館の枠にとらわれない視点から検討を行い、「県民のあらゆる活動を支え、地域の課題解決に貢献する知の拠点」という図書館の基本理念のもと、その担うべき役割や機能を維持しつつ、県民本位の利用しやすい図書館づくりを目指し、「県民が集い・学ぶ図書館」を実現するための「山形県立図書館活性化基本計画」（平成28年3月）が策定されました。

【基本コンセプト】 県民が集い・学ぶ 本のまち

ときめく：多様な資料の充実を図るとともに、開架書架を拡充して、本に囲まれ、本との新たな出会いを演出する「ときめく図書館」の実現を図る。

たよれる：調査相談能力を強化し、そのサービスの認知度を高めるとともに、コンシェルジュ機能をも付加するなど利用者からも市町村図書館等からも「たよれる図書館」の実現を図る。

つながる：ICタグシステムと一体化した新図書館情報システムの導入を推進するとともに、ICTの活用等により多くの県民と「つながる図書館」の実現を図る。

ひろがる：幅広い世代に優しい空間づくりを実施するとともに、多様な主体と連携を進め「ひろがる図書館」の実現を図る。

小・中学校、高校、特別支援学校と連携した取組みを行っています！

【小・中学校】 調べ学習支援、団体貸出、読み聞かせボランティア等の派遣、司書の巡回指導訪問、ブックトーク、図書館見学や職場体験の受け入れ、保護者への読み聞かせ指導、「おすすめ絵本紹介のファイル」設置など

【高等学校】 参考資料の提供、団体貸出、レファレンス、図書館利用講座の開催、図書委員の研修受け入れなど

【特別支援学校】 障がいのある児童生徒向けの本（点字絵本等）の購入、貸出など

図書館と学校との連携を継続的なものとするためには、両者にメリットがあることが大切です。そのためには、まず互いのニーズを知るための話し合いの場を持つことが連携のスタートになります。

3 子どもの読書活動に関する理解と意義の普及

(1) 子どもの読書に関する環境と実態の調査・分析及び対応策の検討

本が好きな子どもを育てるには、乳幼児期から家庭や地域で本に親しむ機会を提供することが大切です。また、学校や地域においては、本を通じて知識や教養、興味・関心を深め、ものの見方、感じ方、考え方を広げたり深めたりしていくこと、本等を通して得た情報を活用しな

がら、自分が立てた課題を解決したりしていくことの面白さを伝えることが大切です。このため、家庭・地域・学校が相互に連携しながら、子どもの発達に合わせた読書活動の推進が図られるような環境づくりを進め、広く県民の理解と関心を深めることをめざします。

【今後の取組み】

- ◇今後5年間のうちに全ての市町村において計画が策定されるよう、計画策定に向けた情報提供や助言等、必要な支援を引き続き行います。そして、授業等で学んだ力(例えば、図書館(室)を計画的に利用し必要な本や文章などを選ぶこと、目的に応じて本や文章を読むこと等)を活かし、図書館(室)を学習・情報センターとして活用しながら課題解決につなげていく学び方が普及していくような事例の提供や研修の充実に努めていきます。
- ◇文部科学省が行う各種調査をはじめ、適宜、調査を行いながら、子どもの読書環境に関する実情や課題を把握し、その対応策を検討し、市町村と連携を図りながら、解決・改善に努めていきます。

(2) 「子ども読書の日⁹」、「文字・活字文化の日¹⁰」を中心とした普及啓発

「子ども読書の日(4月23日)」や「文字・活字文化の日(10月27日)」など、読書に関連する記念日と合わせた啓発等により、子どもが読書に親しむ機会を創出するとともに、家庭・地域・学校における創意工夫ある取組みの活性化を図り、社会全体で子どもの読書活動を推進する気運の醸成をめざします。

【今後の取組み】

- ◇県内の公立図書館では、「子ども読書の日」を中心に、優良図書やしかけ絵本の展示等のほか、読み聞かせ、昔話語りなど読書に関わる活動、ブックスタート事業等乳幼児の健診に併せた絵本をとおした親子のふれあいの場、民間ボランティア団体や学校と連携した読書週間の設定など、様々な取組みが行われており、このような取組みは、依然として小学生までを対象としたものが多いことから、「文字・活字文化の日」などと併せて、発達段階に応じた読書活動の在り方や大切さを伝えていきます。
- ◇「読育」の推進・周知を図るイベント等を開催し、県内の優れた実践事例の紹介や読書の重要性について情報発信するほか、機会を捉えて啓発、広報に努め、家庭・地域・学校が連携し、社会全体で子どもの読書活動を推進する気運の醸成に取り組みます。

(3) 優れた取組みの奨励

県内の優れた取組みの把握に努め、表彰制度を活用して、創意工夫に富んだ取組みを奨励することにより、県内の読書活動の一層の充実をめざします。

⁹ 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、平成13年12月12日に公布・施行された「子どもの読書活動の推進に関する法律」において、4月23日が「子ども読書の日」と定められた。

¹⁰ 文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図るため、平成17年7月に「文字・活字文化振興法」が公布・施行され、国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため、10月27日が「文字・活字文化の日」と定められた。

【今後の取組み】

- ◇子ども読書活動において、優れた実践を行っている学校等を表彰する制度として、文部科学省が行う「子どもの読書活動優秀実践校・図書館・団体（個人）文部科学大臣表彰」や、山形県図書館協会¹¹が行う読書活動推進に功績のあった個人・団体の表彰があります。このような表彰制度で表彰された事例については、他の課題を抱える学校や図書館等の活動に活かされるよう、県内の学校や図書館等で広く情報の共有化を図ります。（「子どもの読書活動優秀実践校・図書館・団体（個人）文部科学大臣表彰」被表彰事例は、第3部参照）
- ◇各種表彰制度において優秀な取組みと認められた学校、図書館、団体（個人）の実践事例については、研究大会や研修会等で紹介したり、県のホームページ等に掲載したりするなどして、広く周知を図り、課題意識をもっている図書館、団体、学校などが、いつでもその内容を学び、自らの実践に活かすことができるような環境の整備を図ります。

¹¹ 山形県図書館協会は、県立図書館と35の市町村立図書館（室）で組織する団体。相互の連携により、県全体の図書館（室）の充実と読書活動の推進を図っている。

第3部 資料

○ 取組み事例	26
---------	----

- | | |
|-----|---|
| 事例1 | 読書活動に係る授業改善
育てたい姿を学校全体で共有し、図書館の計画的な活用を促進 |
| 事例2 | 司書教諭を中核とした学校図書館運営
子どもの生活と学習をつくる図書館活用教育の推進 |
| 事例3 | 学校司書の教科指導への支援
学校司書と司書教諭が連携し、教員サポート機能を充実 |
| 事例4 | 子どもたちの探究を支える学校図書館
学習・情報センターとしての機能を高める学校図書館の改造 |
| 事例5 | 子どもと本をつなぐ公立図書館の読書推進活動
大好きな子どもと本の楽しさを伝える人がたくさんいるまちをめざして |

○ 文部科学大臣表彰被受賞団体の読書活動の事例	36
○ 山形県公立図書館一覧	40
○ 子どもの読書活動の推進に関する法律	41
○ 文字・活字文化振興法	43

事例1 読書活動に係る授業改善

育てたい姿を学校全体で共有し、図書館の計画的な活用を促進

1 課題

- ・小・中学校ともに、授業の中に読書活動を取り入れようとする意識は高まってきているものの、年間を通じた日常的な取組については十分とは言えない現状です。
- ・各教科等で生きる情報活用能力につながる授業実践が必要です。

2 ねらい

- ・年間を通じて、学校教育全体でどのような読者を育てたいのか、「めざす姿」を想定した読書指導を行います。
- ・自分の課題解決に必要な情報を収集する能力を計画的に育てていきます。

3 課題解決のための具体的手立て

(1) 具体的取組の実際

① 学校全体として「めざす姿」の共通理解

(1) では、①として主に読書活動について、②として主に情報活用能力の育成についてねらいを設定しています。

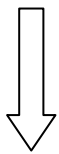
さらに、児童の実態をふまえて、「自分から本を手にとる子ども」「進んでどんどん読む子ども」を育てたいという共通理解のもと、「めざす姿」を設定しています。

いのち輝く子どもの姿 (平成28年度学校経営概要より抜粋)
本が好きで、読書のおもしろさを感じ、たくさん読もうとする子ども

1) のねらいをふまえて、本年度の「めざす姿」を「いのち輝く子どもの姿」として具体化

② 読書活動のねらいを明確にし、授業の中核に位置付ける (小学校6年生)

<児童の実態>



- ・学年相応の本を選んで読むことができる児童が多いとは言えない。
- ・好むジャンルに偏りが見られる児童がいる。

授業者の思い:「もっといろいろな本を読めるようにしたい。」

「ある程度の文量でも、内容の大体をつかんで読めるようにしたい。」

<授業の実際>

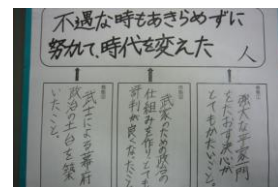
単元名 「人物グッとカードを作って偉人を紹介しよう『伊能忠敬』」
ー生き方を考えて読むー

単元のねらい

- 並行読書で伝記を読むことで、さまざまな人物の生き方に触れ、自分を見つめたり、生き方について考えたりする。
- 物語を大きく捉えて読む。

授業の実際

- 自分が選んだ偉人について「(人物名) は、～である」という一文で紹介し、その根拠となる事実をまとめるという「人物グッとカード」を作る。
- 自分が選んだ偉人についての伝記を読み、「グッとくる言葉」「グッと考えさせられたこと」をまとめる。



授業者の声:「生き方を学ぶ」という視点で読むことで、まとまった文量を読む力がつき、必要な情報を探して読む意識が高まった。主体的に読む必要感のある課題設定だった。

③ 年間を通じた計画的・系統的な指導 (利用カリキュラム抜粋)

	1学期	2学期	3学期
1年	図書館の使い方 (借りるときの決まり) * 「おはなしきたいな, よみたいな」 * 「ほんを よみましょう」 図書館に行き, 読みたい本を探して読む。	* 「はたらくじどうしゃ」 のりものを調べて文章にまとめる。 * 「おはなしどうぶつえんをつくろう」 動物の出てくる本を友達に紹介しよう	* 「おてがみ」 外国の物語を読んでみよう
2年	読書ノート の使い方 館内でのエチケット (静かに読む, 姿勢) * 「すみれとあり」 昆虫の本を探してみよう	図書 の探し方 (絵本や図鑑の場所, 記号, 並べ方, 探し方) * 「いなばのしろうさぎ」 昔話を読む	* 「アレクサンダとぜんまいねずみ」 レオ・レオニの作品を読もう (外国人作家)

低学年では、読書を楽しむ経験を大事に。また、科学的読みものへの興味も広げていく。

～ 中 略 ～

(教科書関連図書)



4年	辞典 の使い方 本の分類 (日本十進分類法) * 「分類をもとに本を見つけよう」 分類法を利用して本を探したり読んだりする * 「漢字辞典の引き方」 漢字辞典の引き方を理解し, 活用する	索引 の利用の仕方 * 「不思議かんを作ろう」 分担して図鑑を作る * 「読書発表会をしよう」 紹介の仕方を工夫し, 紹介された本を読む	* 「木竜うるし」 昔話を読もう
5年	年鑑 の使い方 * 「情報を深める」 新聞を書くために, 図書室で参考図書を探す	本の簡単な修理 の仕方 * 「『物語』を楽しむ」 さまざまな古典にふれる * 「読書すいせん会」を開こう 推薦したい本を集め, 推薦し合う	* 「みすゞ探しの旅」 金子みすゞの作品を読み味わう
6年	調査研究 の進め方 (参考図書の種類と特性, 選び方)	百科事典 の使い方 * 「大切な本を紹介しよう」	* 「伊能忠敬」 伝記を読もう

中学年では、必要な情報を得るために、関連した本を読む授業で扱っていく。合わせて、目次利用や分類についても学習し、調べ学習に生かせるように指導

高学年では、総合的な学習等との関連を図った学校図書館利用を推進

(2) 取組みによる成果

- 教科との関連を図ったカリキュラムを作成したことにより、国語科や社会科(歴史的分野)での活用が日常的に図られるようになり、授業を通して読書範囲の広がりや情報活用能力の育成につながっています。
- 授業で活用する際、蔵書が十分でない分野については公立図書館との連携を図りながら、調べたいことが調べられるような図書の整備を進めています。

4 考 察

- 国語科を中心に、授業の中核に読書活動を据えた授業実践が広がっています。授業を通して読書の幅を広げたり、児童同士がかかわりながら読書することで見方や考え方を広げたりしながら豊かな読書生活を営むことができるようになっていくと考えます。
- 他教科等で生きる情報活用能力を育てていくためには、学校図書館の計画的な活用とともに、情報量の確保(蔵書量)や公立図書館等との連携を一層充実させていくことが必要です。

事例2 司書教諭を中核とした学校図書館運営

子どもの生活と学習をつくる図書館活用教育の推進

1 課題

- ・司書教諭は、学校図書館の運営・活用の中心的役割を担うが、業務を行うための十分な時間の確保が難しく、組織的に推進していく点は十分とは言えない。
- ・読書センター、学習・情報センターとしての学校図書館の機能を積極的に活用することが求められているが、教科の等のねらいや学習活動によって活用の度合いが異なる。

2 ねらい

- ・司書教諭が中核となり図書館スタッフやボランティアが連携して図書館活用を進め、授業で図書館機能を積極的に活用し、自分の課題を解決していく児童を育成します。

3 課題解決のための具体的手立て

(1) 具体的取組の実際

① 図書館活用年間計画に図書館スタッフ・ボランティア等の活動を位置付ける。

- 司書教諭が学校図書館の運営・活用のコーディネーターとして、図書館スタッフ・ボランティア等の活動も含めた年間を通した計画を立てます。

(1) 年間計画

	活動のめあて	読書指導	図書館スタッフ	児童委員会	ボランティア、PTA
4月	・読書の1年間のめあてを立てよう ・図書館のしくみ・きまりを知ろう	図書館の仕組みを理解させる 配架、ラベル 出典、・奥付 等	開館にむけた整備 オリエンテーション準備 図書館オリエンテーション 1年生への貸し出し指導	年間活動計画 図書委員学習会 図書当番・本の整理・返本督促	ボランティア募集 始めの会
5月	・調べ学習の方法を知ろう	読書単元の発展や科学読み物に親しませる	おすすめ本のリスト準備 図書購入希望調査		お話ひろば 朝の読み聞かせ 図書館整備 PTA親子読書
6月	・おすすめの本に取り組もう	絵本や物語に親しませ、読み浸らせる 昔話や古典に親しませる	不読対策 図書購入リスト作り 学習参考図書リスト作り	おすすめの本の紹介 (図書委員)	お話ひろば 朝の読み聞かせ 図書館整備
7月	・読書感想文を書く本をじっくり読もう	感想文を書く本を選ばせ、じっくり読ませる。	課題図書紹介 読書感想文指導支援 夏休み特別貸し出し	図書整理	お話ひろば 朝の読み聞かせ 図書館整備
8月	・読書感想文を書いて、自分の思いを伝えよう	感想や読書感想文を書いて、自分の思いを伝えさせる	夏休み特別貸し出し 読書感想文指導支援		図書館整備
9月	・1学期のめあての達成をめざそう ・図書館クイズに挑戦しよう	図書館クイズで、図書館検索力を育てる	1学期の読書のふり返り 新規購入図書の紹介 校内読書感想文審査会		お話ひろば 朝の読み聞かせ 図書館整備

- 学校全体で共通の見通しを持って活動することで、読書活動に関わる際それぞれの立場で主体的に活動することができます。また、司書教諭と図書館スタッフが効率よく連携して読書活動を推進することができます。

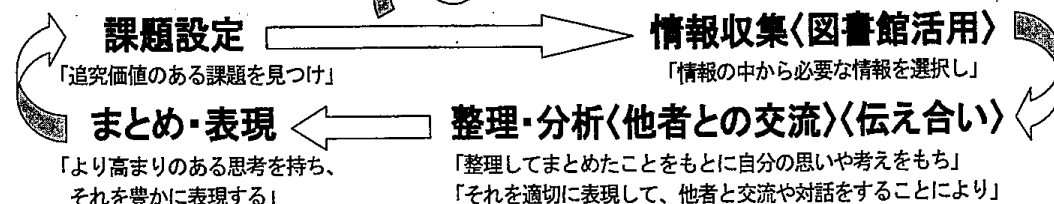
②学校研究の重点に図書館活用を位置付け、課題を解決する力を育成する。

➤ 探究活動のプロセスに、図書館活用を位置づけ、子どもたちが主体的・協働的に学び合う学習を進めています。

■探究活動のプロセスに主体的に参加することで

- 知識・技能の習得
- 学び方の習得
- 思考力・判断力・表現力等の育成

■探究活動のプロセスとは



➤ 図書館を活用した授業を積み上げています。



←低学年から図書館を活用した授業を実践。図書館の仕組みを理解し、思考ツールを使った学び合いや図鑑づくりなどの表現活動を行い、学びを深めています。



国語以外の教科でも、図書館を積極的に活用→司書教諭が授業のサポートにあたっています。

(2) 取組みによる成果

- 司書教諭を中心に、図書館スタッフ、ボランティアや PTA が組織的に読書活動に関わることで子どもの生活に読書が根付いています。それぞれの立場で子どもの様子をつかみ、個々の実態に応じた支援や心の居場所となる図書館づくりを行っています。
- 司書教諭が授業のサポートにあたることで、子どもの様々な興味関心に応えることができ子どもの学びが充実しています。授業に使う図書の選本や授業での活用の仕方のアドバイスなど授業の教員へのサポートも充実しています。

4 考 察

限られた時間の中で組織的に学校図書館を運営するには、それぞれの役割を位置付けた年間計画を作成することが有効です。司書教諭と図書館スタッフだけでなく、児童委員会、ボランティアや PTA の活動も位置付け学校全体の読書活動が把握できます。さらに公立図書館の取組等も位置付けることで活動に広がり期待できます。

司書教諭が授業のサポートすることで、図書館活用に広がりが見られます。学級担任をしている場合、他学級の授業のサポートは難しい面もありますが、自学級で図書館を活用した授業を実践して校内で発信するなど、担任ならではのサポートも期待できます。

学校司書と司書教諭が連携し、教員サポート機能を充実

1 課題

- ・司書教諭や学校司書を適切に配置するなどの人的環境の整備は、学校図書館の機能の充実に欠くことのできない要素です。司書教諭の発令については、義務づけられていない11学級以下の学校において課題がみられます。学校司書の配置については、各市町の対応に大きな差がみられます。
- ・学校司書は、司書教諭と連携しながら、新刊の受け入れや図書の整備等の業務を中心に行っています。授業で活用できる資料の情報提供や図書の選定・提供など、学習・情報センターとしての機能を高める点では、学校体制によって大きな差がみられます。また、教科指導における子どもたちへの直接的な支援は、ほとんど行われていないのが現状です。

2 ねらい

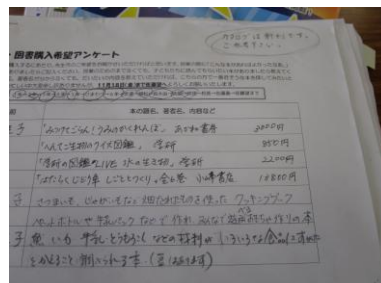
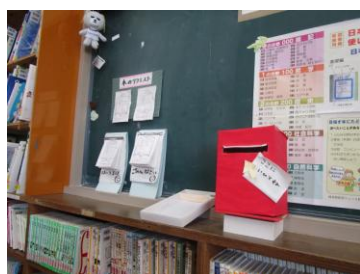
- ・司書教諭と学校司書が連携し、読書センター及び学習・情報センターとしての機能を向上させ、子どもたちが主体的に読書に親しむとともに、目的に応じて本を活用することができるような学校図書館をめざします。
- ・必要に応じて公立図書館と学校司書が連携し、教員サポート機能の充実をめざします。
- ・教科担任と学校司書が連携し、教科指導等における子どもたちへの直接的な支援の充実をめざします。

3 課題解決のための具体的手立て

(1) 具体的取組の実際

① 読書センター及び学習・情報センターとしての機能の充実

- 朝・昼の貸し出し時、子どもたちとの会話を大切にして選書のアドバイスをしています。今読んでいるジャンル以外の本にも手をのばせるように、自然な関わりを通して、本と出会うきっかけを与えています。
- 「子どもたちが読みたい本」と「子どもたちに読んでほしい本」のバランスを考えて、計画的に図書を購入しています。本のリクエストポストを常時設置し、子どもたちの意見を反映させながら蔵書の充実に努めています。先生方からも教科指導に必要な図書の希望を募り、学習・情報センターとしての機能の充実に努めています。



- 必要に応じて公立図書館に足を運び、教員や子どもたちのニーズに合った本や資料を選定し、学習の充実に努めています。

(社会の例：公立図書館と連携して、郷土の活躍した人物の資料を複数そろえました。)

②子どもたちの読書意欲を高めるための支援

○月3回くらいのペースで子どもと保護者向けに
おたよりを発行し、読書活動を推進しています。

○学期ごとに学級文庫の選書を行い、学校図書館
にあまり足を運ばない子どもたちにも本と出会
うきっかけを与えています。発達段階や時期を

考慮して、学級担任の先生と相談しながら、以下のような方針で選書を行っています。

<1学期>国語の教科書に出てくる本や子どもたちが好んで読みそうな本を選定する。

<2学期>1学期の読書状況を担任の先生から聞いて、好んで読みそうな本に加えて、普段
手をのばさないような本も選定する。

<3学期>次の学年を見据えて、レベルアップしていけるような本を選定する。



子どもたちは、読んだ本のところにシールを貼ります。学級文庫リストを活用し、読書の状況を把握します。

③教科指導における子どもたちへの直接的な支援

国語の例：教科書の内容から発展させて調べ学習を行うにあたって、学びをつなげるねらいで絵本の読み聞かせを行いました。調べ学習の際も、選書やまとめ方のアドバイスを個別に行いました。



(2) 取組みによる成果

◇司書教諭の先生と連携した図書委員会活動の充実、来館した子どもたちとの日常的な会話、年間を通して行った読書の幅を広げる計画的な支援等の取組みの結果、いろいろなジャンルの本を読む子どもが増えています。

◇授業に必要な本を充実させたことで、国語以外でも学校図書館を活用した授業が増え、子どもたちが必要な本を自ら選び、目的を持って学習に取り組めるようになっていきます。

4 考 察

- ・学校図書館の機能を充実させ、読書活動や学習活動の質を高める上では、日々のコミュニケーションが大きな鍵を握ります。校内の先生方（校長先生、司書教諭、各担任）との情報交換や、子どもたちとの会話を大切にすることで、学校司書に求められていることをよりの確に捉え、ニーズに合った支援を行うことができます。
- ・先生方や子どもたちの要望に随時応えていくだけではなく、学校司書が年間を見通した支援を計画・実行していくこと、公立図書館や保護者など、地域や家庭と積極的に連携を図っていくことが、子どもたちの読書意欲や学習意欲をさらに高めることにつながります。

事例4 子どもたちの探究を支える学校図書館

学習・情報センターとしての機能を高める学校図書館の改造

1 課題

- ・ 各教科・領域等の学習における調べ学習や関連読書をする際、児童生徒や教員が必要な本や資料を探し出せない等、学習・情報センターとしての機能に不便さがあるため、授業における学校図書館の活用が進まない現状があります。
- ・ 各教科等の学習で活用できる図書や資料の整備が十分に進められているとはいえない状況が見られます。

2 ねらい

- ・ 児童が自ら図書や資料を探し出し、必要な情報を集め、整理する等、活用しやすい学校図書館をめざします。
- ・ 各教科・領域等の学習に活用できる幅広い図書や資料を提供できる学校図書館をめざします。

3 課題解決のための具体的手立て

(1) 具体的取組の実際

① 児童自らが調べ、情報を整理する等活用しやすい環境づくり



コンピュータ室と一体となった第2図書室。図書やインターネットで集めた情報を調べ、整理するための机も配置されています。



十進分類法による本の種類が表示され、児童自身が必要な本を探し出すことができます。



学習進度に応じ、関連図書を各学年の廊下に配架します。児童自らが本を手に取り、活用する姿が増えました。

② 児童、教員の図書館活用力を高める取組

学年始めに、各学年の発達段階に応じて、図書の貸し出しや図書館の配架の仕組み等について、オリエンテーションを行います。児童は、学年が上がるごとに、自分で必要な本を探ることができるようになります。また、教員自身も蔵書の内容や配架について知ることができ、授業に活用しやすくなります。



各教科・領域の学習で使う本を「学習に役立つ本」としてリストアップし、表にまとめたものを図書室前や各教室に掲示しています。また、各学年ごとのファイルに閉じて図書室に保管しておくことで、教員や児童がリストを参考にして本を探し出すことができます。



指導のめあて		図書館を上手に使う ・図書館のしくみやマナーを知る	いろいろな本にふれよう ・絵本や物語に親しませる
低学年のめあて		4月 図書館を知ろう	5月 絵本を読もう
1年	国語	オンライン更新 ・学年貸出 どんな おはなしか	オリエンテーション 図書館のしくみと貸出・返却 ・学年貸出 おすすめの本(教科書にある本含む)114冊 読書
	生活		科学絵本を読もう おススメの本31冊×3クラス おむすびころりん ・ブックトーク むかしむかし、あつたけど ・学年貸出し
2年	国語	オンライン更新 オリエンテーション 貸出開始 ふきのとう	くちばし ・学年貸出 関連図書66冊 ほんはともだち 読書指導 夏休み前の本の ・学年貸出し
	生活	たんぼぼのちえ ・学年貸出40冊 たんぼぼ・植物の智慧のある話 ・読書指導	いなばのしろさぎ ・読書指導 カムイチカブ・十二支を 読み

学校図書館活用年間計画の一覧表を作成しました。1～6年生で活用する単元を1枚にまとめることで、系統性が分かり、計画的な図書の購入にもつながります。

③ 学習に必要な図書、資料の提供

- 【公共図書館との連携】～新庄市立図書館取組み例～
- ・各学校への団体貸出（希望冊数・テーマ・1ヶ月貸出）
 - ・インターネット予約によるとりおき・ヒヤリングシートでの調べ学習図書のセット・レファレンス対応
 - ・移動図書館巡回（朝読書・調べ学習など1ヶ月貸出）
 - ・学校図書館・公立図書館のデータベース一元化をめざした整備（図書資料の蔵書の共有化と有効活用により児童生徒の読書環境の整備充実を図る。）



地域や環境に関するパンフレット等、学習に活用できる資料を収集し、図書室で一括して保管しています。児童はより多くの情報を活用して、広く調べることができます。

(2) 取組みによる成果

- ◇ 児童自ら様々な図書やインターネットの資料を探し、必要な情報を集めて調べる力が付いてきました。
- ◇ 学習に活用できる図書のリストを作ったことで、国語の学習にとどまらず、様々な教科、領域の学習で図書を活用した学びが増えています。
- ◇ 公立図書館との連携により、児童が必要とする図書を活用した学習ができるようになりました。

4 考察

- ・ 学校図書館にある図書や資料について、児童や教職員が知ることによって、学習への活用が増え、情報活用力の向上が期待されます。児童、教職員が活用しやすい環境づくりや学習に活用するための資料づくりには、学校司書等専門性のある職員の働きが不可欠です。
- ・ 各教科等で活用したい図書や資料は多岐に渡ります。学校図書館の蔵書には限りがあるため、公立図書館等と連携し、必要な資料を充実させていくことが求められます。

事例5 子どもと本をつなぐ公立図書館の読書推進活動

本好きな子どもと本の楽しさを伝える人がたくさんいる まちをめざして

1 課題

- ・ 公立図書館と学校（図書館）の情報ネットワークを整備・充実させ、効果的な連携を図る必要があります。
- ・ 公立図書館を地域の読書活動の拠点として、住民が主体的に参画できる読書活動を推進したり、学校とボランティアのつながりを円滑なものにしたりする必要があります。

2 ねらい

- ・ よりよい読書環境づくりと本が好きな子どもの育成をめざし、各機関と相互に連携・協力し、読書活動や学習支援を推進します。
- ・ 住民のニーズに応える図書館資料の充実や利用者へのサービス向上などにより、多様な読書活動を提供する公立図書館をめざします。

3 課題解決のための具体的手立て

（1）具体的取組の実際

① 「総合的な読書イベント」の開催

近隣地域出身の絵本作家による絵本原画展やワークショップを毎年継続して実施しています。イベント期間中は、絵本作家と小学生が一緒に描いた絵を

展示したり、中学生が「ジュニア学芸員」として絵本作家にインタビューしたことや作品についてまとめたパネルを展示したりしています。高校生のボランティアサークルにもイベントの運営を手伝ってもらいます。小・中・高各校と連携をとり、読書イベントを盛り上げています。

② 各種イベントへの職員の派遣

各地区の公民館の講座や商店街のイベントに図書館職員が出向いて読み聞かせをしたり、お薦めの本を紹介したりして、本をより身近に感じてもらえるような活動を工夫しています。

③ 学校への定期的な貸出や「1冊でもお届けします」サービス

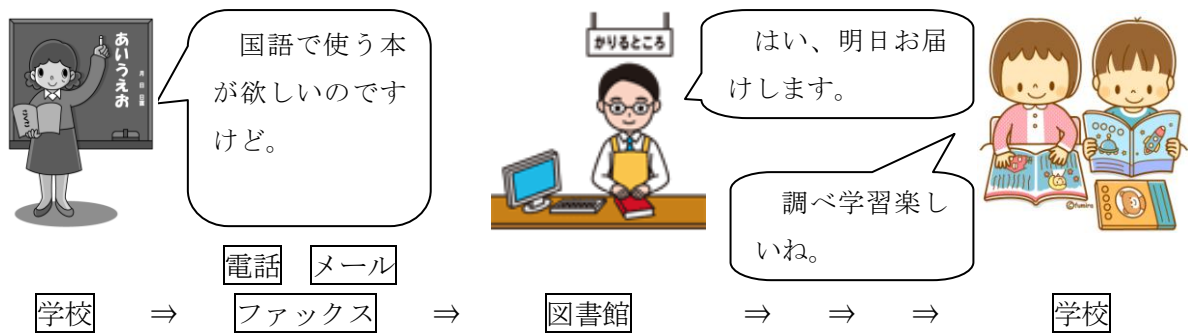
子どもたちがより多くの本と出会えるように、各学校に年4回、公立図書館の本を届けています。また、総合的な学習の時間や各教科の学習に活用できるように、学校から要望のあった本を1冊からでも届けています。



【絵本作家と絵皿作り】

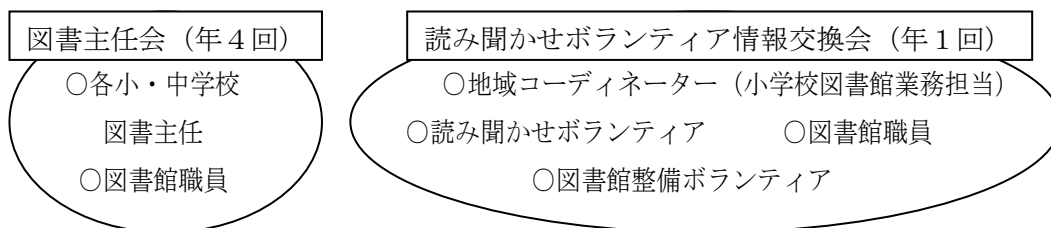


【商店街イベントで読み聞かせ】



調べ学習資料を整備し、学校図書館の教材や資料を補完し、学習を手助けするように努めています。幼稚園・保育園・学童保育所へも年4回から6回、団体貸し出しをして、小さい頃から本に親しむ環境作りと図書利用の促進につなげています。

④ 図書主任会や読み聞かせボランティア情報交換会で情報を共有



図書主任会や情報交換会に図書館職員も参加して、各学校の図書館に関する行事、児童の活動、蔵書に関することなどの情報を共有しています。不足している図書についての情報があつたら、公立図書館で揃えるようにします。各小学校単位で活動している読み聞かせボランティア団体や町全体で活動している読み聞かせ団体とも、いつ、どこで、どんな活動をしているのか、困っている点はないかなどについて互いに情報を共有しています。

(2) 取組みによる成果

- ・ 学校や関係機関と連携し、子どもと本をつなぐ機会を増やすことにより、読書に対する興味・関心が高まり、「本が好き」と答える児童・生徒が増え、公立図書館や学校図書館を利用する回数も増えました。また、読み聞かせボランティアや読書イベントなど読書活動に関わる地域の人も拡がりをみせています。
- ・ 町の規模を活かしたきめ細やかなサービスの提供や小学校での図書を活用した授業の積み重ね等により、図書資料活用力も伸びてきています。

4 考 察

- ・ 「総合的な読書イベント」の中では、「本を読む」「読み聞かせを聞く」「本や作家について語る」「絵を描く」「本に関係した作品を作る」など、多様な活動が展開されています。子どもたちは、多様な読書活動を楽しむことにより、「もっといろいろな本を読みたい」と読書への関心を高めていっていると考えられます。
- ・ 公立図書館と学校の情報共有と連携・協働をさらに進めることで、家庭や地域全体で、さらなる読書環境の充実・向上が期待されます。

平成28年度
子どもの読書活動優秀実践校・図書館・団体（個人）に対する文部科学大臣表彰

- ◇優秀実践団体 ひまわりサークル（河北町）
- ◇優秀実践校 寒河江市立寒河江中部小学校
- ◇優秀実践校 舟形町立舟形小学校
- ◇優秀実践校 山形県立山辺高等学校

山形県の受賞団体を含む平成22年度～28年度の全国の事例を、文部科学省ホームページ「子ども読書の情報館」で閲覧することができます。

<http://www.kodomodokusyo.go.jp/>

受賞団体の読書活動事例

◇優秀実践団体

ひまわりサークル（河北町）

会員数：13名
設立年：昭和57年

1 団体（個人）の紹介

昭和57年4月に、専業主婦が10名ほど集まり、児童文学者佐々木悦氏の指導の下、紙芝居づくりを行ったことをきっかけに、お話や紙芝居・絵本の楽しさ、昔話などを子ども達に伝えたいとの思いから、会を発足しました。

現在は、河北町立中央図書館を会場に「おはなし会」を定期的に開催し、毎回図書館にある絵本等を積極的に紹介しながら、その楽しさを子ども達に伝えています。

また、手作り紙芝居は、子供たちに上演するだけでなく、その制作を通して母親同士の交流の場となっており、読み聞かせを行う若い世代の育成や、研修にも力を入れています。本や読書に関する情報については、子供の読書に関する様々な団体や、アドバイザーの方と情報共有しながら収集しています。

2 子どもの読書活動に関する取組み

毎月第2土曜日に、中央図書館で「おはなし会」を開催し、絵本の読み聞かせ・エプロンシアター・パネルシアター・紙芝居等を行っています。また、「移動おはなし会」として町内全ての小学校の全学年を巡回し、絵本読み聞かせ・昔語り・絵本の紹介等を行っています。

今後も家庭と図書館を結び、本を通した親子の絆づくりに取り組んでいきます。

◇優秀実践校

寒河江市立寒河江中部小学校

1 教育目標・読書活動に関する目標、標語など

(1) 学校教育目標

「元気いっぱい 夢いっぱい いのち輝く中部っ子」
素直(すなお) 根気(ねばり) 忍耐(がまん)

(2) 読書活動目標

「読書への興味・意欲を高め、読書の習慣化を図る
ことにより、感性豊かな子ども」を目指す。

児童数：540名
教職員数：40名
蔵書数：12,981冊
学校司書の有無：有
勤務形態：非常勤
司書教諭の有無：有

2 読書活動の取組

(1) 定期的に行われている取組

①朝読書の充実

・第1・3木曜日と第2・4月曜日の朝活動の時間(15分間)に、全校読書を実施。児童と教師が読書の時間を共有。

②読み聞かせ、ブックトークの実施

- ・地区ボランティア「アンデルセン読み語りの会」による月2回の読み聞かせ(朝活動の15分間)。
- ・読書活動推進員と担任の連携による毎月のブックトーク(国語学習との関連)。
- ・PTA母親委員会と「おはなし会 ムーミンママクラブ」による読み聞かせや絵巻によるブックトーク。

③学級文庫、学年文庫の設置

- ・読みたい本を一人3冊程度学級に置き、常に図書に親しめる環境づくり。
- ・国語学習関連の本を学年に設置し、学習に活用。

④目標冊数の設置と多読賞の表彰

- ・前後期に分けて学年ごとに読書目標を設定し、達成した児童に多読賞を授与。

(2) イベント的に行われている取組

①児童図書委員会の活動

- ・本探しゲーム(年2回)を通して、図書の配架について学ばせる。
- ・読書月間(11月)に、全校朝会で読書の奨励(クイズや図書紹介)。
- ・図書委員の「おすすめの本コーナー」の設置。

②親子読書

- ・読書月間に「アウトメディア」の取組みと連携して親子読書を実施。親子で読書の時間を共有。

③「子ども読書の日」記念イベント

- ・子ども読書の日前後3日間に、「読書の花を咲かせよう」運動。3日間で約600冊を貸し出す。

◇優秀実践校

舟形町立舟形小学校

1 教育目標・読書活動に関する目標、標語など

(1) 教育目標

「希望と喜びが実感できる学校」

～かしこく やさしく たくましい子～

(2) 読書活動の目標

- ①読書習慣を身に付け、図書に親しむ態度を養う。
- ②読書の生活化をめざし、家庭でも読書に親しむ態度を養う。

児童数：262名
教職員数：34名
蔵書数：20,200冊
学校司書の有無：無
勤務形態：無
司書教諭の有無：有

2 読書活動の取組

(1) 定期的に行われている取組

- ①全校朝読書（週2～3回）
- ②ボランティアによる読み聞かせ（週1回木曜日、町長を含めた12名以上が全クラスで行っている。）
- ③目標冊数の設定と多読賞の紹介（低学年140冊、中学年100冊、高学年70冊。9割以上の児童が達成している。）
- ④図書だよりの発行（年6回。教職員や図書委員の推薦図書紹介、読書アンケートの結果、読書会の感想など載せている。）
- ⑤家読（うちどく）週間（年2回。セーブ・メディア週間に合わせ、各家庭で親子一緒に読書する取り組み。）
- ⑥学級文庫の開設（各学年の学習内容に応じ、図書館活用計画や読むことの単元ブックリストを作成し、並行読書、調べ学習、発展学習に活用している。）

(2) イベント的に行われている取組

- ①親子読書（夏休みと冬休みに、親子が同じ本を読んで感想をまとめ、クラス毎に掲示し、互いに読み合う。）
- ②読書標語の募集（図書委員会の活動。読書週間にあわせ、全校で標語を作り、クラス毎に大賞を決めて校内に掲示すると共に、保護者へも配布して読書推進を呼びかける。）
- ③読書会（7月・夕涼み読書会、12月・雪見読書会。学校図書館を開放し、地域ボランティア、高校生ボランティア、PTA母親委員等による企画。大型絵本の読み聞かせ、親子で自由読書、読書クイズなどを行い、本により親しんでもらう契機としている。）
- ④読書郵便（読んだ本の紹介文を手紙形式で書き、封筒に入れ、友達に渡す。）

(3) 成果と課題

- 年々、読書量が増えている。
- 図書委員や先生方の本の紹介、読書郵便などの様々な取り組みにより、読書への興味関心が高まっている。
- 授業の中でブックトークや並行読書などの活動を積極的に取り入れているため、比べ読みをするなど、深まりのある読みができ、読書が質的に高まってきている。
- 親子で一緒に読書する機会が増え、親子読書を楽しみにしている家庭が増えた。
- 読書量が増え、読書が習慣化されてきたため、長文への抵抗感がなくなっている。
- 多くのジャンルの作品を読むなど、読書の質をさらに高める。
- 家庭との連携をさらに深め、家庭での読書習慣の充実を図る。

◇優秀実践校

山形県立山辺高等学校

1 教育目標・読書活動に関する目標、標語など

(1) 学校教育目標

かけがえのない人の生命を育む学科の特性を生かし、心身ともにたくましく心優しい思いやりのある生徒を育成する。

(2) 読書活動に関する目標

「読育」の視点から、読書の質を重視した読書指導を行い、意欲的に読書に取り組む態度を育てる。

生徒数：435名
教職員数：55名
蔵書数：26,768冊
学校司書の有無：有
勤務形態：非常勤嘱託
司書教諭の有無：有

2 読書活動の取組

(1) 定期的に行われている取組の概要

①教科と連携した図書貸出

国語科と連携し、年度当初に図書館オリエンテーションを実施。

②病院実習におけるミニ図書室

実習先にミニ図書室を設置し、レポートの作成に役立てている。

③図書館を利用した調べ学習

食物科・福祉科・看護科の授業で盛んに行われている。

④朝読書の充実（毎週水曜日 10分間）

クラスごと担当教員を決め読書を促すとともに教員も本を読む。

⑤図書委員会の活動

季節や学校行事に合わせての本の紹介コーナーを設置し、啓発のポスターを作成。毎月「図書館だより」を発行。

⑥学科、教科、生徒のニーズに合わせた図書の選定

図書委員会では書店を訪問し、クラスから希望のあった本を実際に見て選定。

⑦パソコンでの利用管理・蔵書管理による利用手続の簡素化と、利用の向上促進。

平成21年度から蔵書管理にパソコンを導入。22年度からパソコンでの貸し出し・返却を開始。

(2) イベント的に行われている取組の概要

①学校祭での活動（ブック・カフェ）

メインテーマを定め、それに関連した本や資料を展示。しおりやブックカバーを作ったり、図書委員が推薦する本を展示したりしている。図書委員が茶菓のもてなしを行い、来場者にゆっくり本を読んでいただけるよう工夫している。

②読書会の開催（年2回）

図書委員が推薦する本の紹介、読書に関するゲーム、絵本の読み聞かせ、教員の講話等、読書の楽しさが伝わる内容で行っている。

③読書感想文コンクールの実施

夏季休業中に専攻科生を除く全校生徒を対象に実施。上位入賞者を表彰するとともに、外部団体主催のコンクールに応募している。

④図書館報「ユリーカ」、読書感想文集「ひめかいう」の発行

(3) 成果と課題

○授業や調べ学習でよく利用され、学習センター的な役割も担っている。各学科との連携を深めて資料の充実を図っている。生徒は校外や実習先で様々な活動を行い、昔がたりや絵本の読み聞かせ、ボランティア活動を行っており、図書館資料が大いに活用されている。

●読書に親しんでいる生徒とそうでない生徒との間に差がみられるため、読書啓発活動のより一層の工夫が課題である。

○山形県公立図書館一覧

(平成 28 年 11 月現在)

番号	図書館名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号
1	山形県立図書館	990-0041	山形市緑町1-2-36	023-631-2523	023-625-6520
2	山形市立図書館	990-0035	山形市小荷駄町7-12	023-624-0822	023-624-0823
3	上山市立図書館	999-3143	上山市二日町10-25	023-677-0850	023-677-0826
4	天童市立図書館	994-0013	天童市老野森1-2-1	023-654-2440	023-654-2990
5	中山町立図書館	990-0401	中山町大字長崎8039-9	023-662-6688	023-662-6689
6	寒河江市立図書館	991-0021	寒河江市中央1-7-14	0237-86-1662	0237-86-1663
7	河北町立中央図書館	999-3513	河北町谷地所岡3-1-10	0237-72-2906	0237-72-2966
8	西川町立図書館	990-0703	西川町大字間沢280	0237-74-3131	0237-74-3219
9	朝日町立図書館	990-1442	朝日町大字宮宿2265	0237-67-2118	0237-67-3375
10	大江町立図書館	990-1163	大江町大字本郷丁373-1	0237-62-3666	0237-62-3667
11	村山市立図書館	995-0034	村山市楯岡五日町14-20	0237-55-2833	0237-55-7251
12	東根市図書館	999-3730	東根市中央南1-7-3	0237-53-0227	0237-42-1295
13	尾花沢市民図書館	999-4225	尾花沢市若葉町1-8-25	0237-22-3746	0237-24-0093
14	新庄市立図書館	996-0071	新庄市小田島町4-21	0233-22-2189	0233-23-6183
15	市立米沢図書館	992-0045	米沢市中央1-10-6	0238-26-3010	0238-26-3012
16	南陽市立図書館	999-2211	南陽市赤湯791-1	0238-43-2219	0238-43-2340
17	高島町立図書館	992-0351	高島町大字高島426	0238-52-4493	0238-52-4493
18	川西町立図書館	999-0121	川西町大字上小松1037-1	0238-46-3311	0238-46-3313
19	長井市立図書館	993-0004	長井市神明町3-7	0238-88-2535	0238-88-1051
20	白鷹町立図書館	992-0831	白鷹町大字荒砥甲833	0238-87-0217	0238-85-2183
21	鶴岡市立図書館	997-0036	鶴岡市家中新町14-7	0235-25-2525	0235-25-2526
22	庄内町立図書館	999-7781	庄内町大字余目三人谷地59-1	0234-43-3039	0234-43-4762
23	酒田市立中央図書館	998-0034	酒田市中央西町2-59	0234-24-2996	0234-24-2980
24	遊佐町立図書館	999-8301	遊佐町大字遊佐町鶴田30-1	0234-72-5300	0234-72-5301

○ 子どもの読書活動の推進に関する法律

平成 13 年 12 月 12 日 法律第 154 号

(目的)

第 1 条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第 2 条 子ども（おおむね 18 歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第 3 条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第 4 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第 5 条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第 6 条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第 7 条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子どもの読書活動推進基本計画)

第 8 条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第 9 条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されてい

るときは、子ども読書活動推進計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、4月23日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

子どもの読書活動の推進に関する法律に対する附帯決議

○衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

1 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。

2 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。

3 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。

4 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。

5 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。

6 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

(目的)

第 1 条

この法律は、文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものであることにかんがみ、文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条

この法律において「文字・活字文化」とは、活字その他の文字を用いて表現されたもの（以下この条において「文章」という。）を読み、及び書くことを中心として行われる精神的な活動、出版活動その他の文章を人に提供するための活動並びに出版物その他のこれらの活動の文化的所産をいう。

(基本理念)

第 3 条

文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならない。

- 2 文字・活字文化の振興に当たっては、国語が日本文化の基盤であることに十分配慮されなければならない。
- 3 学校教育においては、すべての国民が文字・活字文化の恵沢を享受することができるようにするため、その教育の課程の全体を通じて、読む力及び書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力（以下「言語力」という。）の涵養に十分配慮されなければならない。

(国の責務)

第 4 条

国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、文字・活字文化の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第 5 条

地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、文字・活字文化の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(関係機関等との連携強化)

第 6 条

国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、図書館、教育機関その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(地域における文字・活字文化の振興)

第 7 条

市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようにするため、必要な数の公立図書館を設置し、及び適切に配置するよう努めるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、公立図書館が住民に対して適切な図書館奉仕を提供することができるよう、司書の充実等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備その他の公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。
- 3 国及び地方公共団体は、大学その他の教育機関が行う図書館の一般公衆への開放、文字・活字文化に係る公開講座の開設その他の地域における文字・活字文化の振興に貢献する活動を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。
- 4 前三項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、地域における文字・活字文化の振興を図るため、文字・活字文化の振興に資する活動を行う民間団体の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における言語力の涵養)

第8条

国及び地方公共団体は、学校教育において言語力の涵養が十分に図られるよう、効果的な手法の普及その他の教育方法の改善のために必要な施策を講ずるとともに、教育職員の養成及び研修の内容の充実その他のその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、学校教育における言語力の涵養に資する環境の整備充実を図るため、司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実等の人的体制の整備、学校図書館の図書館資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備等に関し必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の国際交流)

第9条

国は、できる限り多様な国の文字・活字文化が国民に提供されるようにするとともに我が国の文字・活字文化の海外への発信を促進するため、我が国においてその文化が広く知られていない外国の出版物の日本語への翻訳の支援、日本語の出版物の外国語への翻訳の支援その他の文字・活字文化の国際交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

(学術的出版物の普及)

第10条

国は、学術的出版物の普及が一般に困難であることにかんがみ、学術研究の成果についての出版の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の日)

第11条

国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため、文字・活字文化の日を設ける。

- 2 文字・活字文化の日は、10月27日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

第12条

国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

第3次山形県子ども読書活動推進計画

発行 平成29年3月

山形県教育委員会

〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号

TEL 023-630-3054 FAX 023-630-2857 (義務教育課)

TEL 023-630-2872 FAX 023-630-2874 (生涯学習振興室)

URL <http://www.pref.yamagata.jp/>